内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

法人の名称 公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名 佐々木 健治

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1. 財産目録
- 2. 役員等名簿
- 3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4. 社員名簿
- 5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
- 6. キャッシュ・フロー計算書なし
- 7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第28条第1項第2号 に掲げる書類
- 8. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号 及び第3号に掲げる書類
- 9. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

平成30年度 公益社団法人 日本パワーリフティング協会

財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

			(単位:円)
貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I資産の部			
1 流動資産			
1.現金	手持有高	運転資金として	958,254
2.銀行預金	3 33 13 F4	た福民並として	4,757,542
普通預金明細	<u> </u>		1,101,012
西武信金(基金)	西武信用金庫	運転資金として	1,000
	三井住友銀行	運転資金として	
国際(国際大会)			481,144
本部	三菱UFJ銀行	運転資金として	1,752,700
2019世界ベンチ	三井住友銀行	運転資金として	2,522,698
3.当座預金			6,413,276
郵便貯金(当座)			
登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	277,996
審判登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	902,686
南	ゆうちょ銀行	運転資金として	110,000
国際委員会	ゆうちょ銀行	運転資金として	5,122,594
4.その他流動資産	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		5,820,239
未収金		過剰入金	4,625
短期貸付金	元役員・従業員等貸付け	12/14/ V	5,815,614
流動資産合計	九尺頁 化未负寸页门门		17,949,311
			11,343,311
2 固定資産			
(1)基本財産	→#+115 1 H	<i>t</i> /) <i>t</i> , → <i>tt</i> , <i>t</i> → → π t →	21 00 5 001
定期預金	三菱UFJ・品川駅前	公益目的保有財産	21,807,801
基本財産合計			21,807,801
(2)特定資産			0
特定資産計			0
(3)その他の固定資産			
什器備品	ラック・バックボード	公益目的事業・管理運営の用に供している。	2,285,244
減価償却累計額	/ / / / / / / / / / /		$\triangle 1,895,647$
ソフトウェア	シクミネット	管理運営の用に供している。	182,700
	ングミボット	官理連名の用に供している。	572,297
その他の固定資産合計			,
固定資産合計			22,380,098
資産合計			40,329,409
Ⅲ 負債の部			
1 流動負債			
未払金		経費未払い等	804,211
前受金		選手登録費前受	5,021,500
預り金		講師謝金源泉税	26,602
流動負債合計		174 17 1 1749 1741/4 ¥ 174	5,852,313
2 固定負債			0,002,010
	1		0
固定負債合計			•
負債合計			5,852,313
正味財産合計			34,477,096

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

役員等名簿

1. 評議員 公益財団法人の場合のみ)

フリガナ 姓/名)		氏名 姓/名)		常勤 非常勤

2 理事

代表理事は、その者の 代表理事」の欄に し」を記載してください。

(1)(1) (
フリガナ	- 姓/名)	氏名:	氏名 姓/名)		代表 理事	
ササキ	ケンジ	佐々木	健治	非常勤	レ	
コジョウ	モトヒサ	古城	資久	非常勤		
イシモト	ナオキ	石本	直樹	非常勤		
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤		
イサガワ	ヒロユキ	伊差川	浩之	非常勤		
オオモリ	リョウ	大森	了	非常勤		
ナカダ	カズオ	中田	和夫	非常勤		

オキウラ	コウジ	沖浦	耕治	非常勤	
アンラク	⊬EŁO	安楽	友宏	非常勤	

3. 監事

フリガナ	姓/名)	氏名 姓/名)		常勤 非常勤
ツジ	メグム	辻	惠	非常勤
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤

役員の報酬等及び費用に関する規程

第1条(目的)

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会(以下「本協会」という)の定款第25条の規定に基づいて、役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

第2条(定義等)

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(交通費、宿泊費を含む)及び通信費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条(報酬等の支給)

- 1 本協会の定款第25条第1項の規定を踏まえ、本協会の役員には報酬等は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事の中に本協会の外部から選任した監事(選任時にパワーリフティング関係者でないこと。以下「外部監事」という)がいる場合、定款第2 5条第1項のただし書きに基づいて、当該外部監事に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

第4条(報酬の額)

前条第2項の規定による外部監事の年間報酬総額は1,200,000円とし、月額は1名50,000円とする。当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は支給する。

第5条(報酬の支給日及び支給方法)

- 1 前条に規定する外部監事の報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合はその前の営業日とする。
- 2 報酬は、外部監事の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令 の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

第6条(費用)

1 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に 事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員 に支払うことができるものとする。

2 費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

第7条(公表)

この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条 第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条(協議事項)

この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、 理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規 程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるも のとする。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第10 6条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年9月16日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月23日に改訂し、同日より施行する。

平成30年度 JPA正会員名簿 H31.3.31現在

平成30年度	JPA正会員	名簿	H31.3.31現在	
ブロック	連盟•協会	役 職	氏 名	
個人 役員		会長	佐々木 健治	1
		副会長	石本 直樹	2
		専務理事	古城 資久	3
		常務理事	安楽 友宏	4
		理事	中田 和夫	5
		理事	伊差川 浩之	6
		理事	三浦 重則	7
		理事	沖浦 耕治	8
		理事	大森 了	9
		顧問	藤谷 良弘	10
個人 正会員	除名		山口 真人	
			澤 千代美	11
			中村 一生	12
			羽田 雅弘	13
			仲 博幸	14
			沖浦 克治	15
			佐藤 義昭	16
			酒井 智隆	17
			福嶋 康人	18
			阿南 喜裕	19
			榎宮 伸行	20
			吉見 一弘	21
			椎木 智良	22
			眞野 直樹	23
			小川 光寿	24
			林 靖弘	25
北海道 東北	北海道		高橋 克佳	26
	青森	理事長	太田 勇吉	27
	岩 手	理事長	村山 幸教	28
	宮城	理事長	北野 利雄	29
	秋 田	理事長	高橋 誠広	30
	山形			
	福島		金澤 巧	31
関東	茨 城	理事長	寺門 浩之	32
	栃 木	理事長	久保 隆明	33
	群 馬		西脇 聖明	34
	埼 玉	理事長	椎橋 文夫	35
	千 葉	理事長	中野 努	36
関東	東京	理事長	荒川 大介	37
	神奈川	理事長	小野 琢司	38
•				_

平成30年度 IPA正会員名簿 H31.3.31現在

平成30年度	JPA正会員 名	5簿	H31.3.31現在	
ブロック	連盟•協会	役 職	氏 名	
	山 梨	理事長	関本 正志	39
北信越	長 野	理事長	北澤 国彦	40
	新 潟	理事長	相馬 満信	41
	富山	理事長	吉野 孝正	42
	石 川	理事長	渡辺 智康	43
	福 井	理事長	武井 康弘	44
東海	岐 阜	理事長	川崎 誠	45
	静岡	理事長	福島 政幸	46
	愛 知	理事長	伊藤 教雄	47
	三 重	理事長	三橋 信之	48
近畿	滋賀	理事長	中出 裕己	49
	京 都	理事長	八木 為総	50
	大 阪	理事長	中田 和夫	51
	兵 庫	理事長	塩田 宗廣	52
	奈 良	会長	道下 健一	53
	和歌山	理事長	保富 泰人	54
中国	鳥 取		谷本 明禧	55
	島根	理事長	花田 祥之	56
	岡山	理事長	石本 直樹	57
	広 島	理事長	増田 賢憲	58
	μп	理事長	國弘 竹二	59
四国	徳 島	理事長	高井 隆義	60
	香 川	理事長	小川 和郎	61
	愛 媛	理事長	宮内 洋一	62
	高 知	理事長	神岡 俊輔	63
九州 沖縄	福岡	理事長	鶴 忠信	64
	佐 賀	理事長	福井 浄	65
	長 崎	理事長	藤井 正道	66
	熊 本	会長	甲斐 祐規	67
	大 分			
	宮 崎	理事長	髙橋 忠三	68
	鹿児島	理事長	実島 可斉	69
	沖縄	理事長	糸洌 真一	70
連盟	全日本 学生	理事長	松岡 風樹	71
	全日本 高校	理事長	藤野 毅	72
	全日本 実業団	理事長	河部 勝次	73
-		-	•	

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

公益社団法人日本パワーリフティング協会

(単位:円)

五無任団仏八日本・フ ファノ	1 7 7		(去瓜11)
科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金 預金	12,129,072	14,012,782	△ 1,883,710
未収金	4,625	3,062,000	$\triangle 3,057,375$
短期貸付金	5,815,614	6,115,614	△ 300,000
流動資産合計	17,949,311	23,190,396	△ 5,241,085
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	21,807,801	21,807,801	0
基本財産合計	21,807,801	21,807,801	0
(2)特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3)その他の固定資産			
什器備品	2,285,244	2,285,244	0
ソフトウェア	182,700	0	182,700
減価償却累計額	△ 1,895,647	△ 1,635,919	△ 259,728
その他の固定資産合計	572,297	649,325	△ 77,028
固定資産合計	22,380,098	22,457,126	△ 77,028
資産合計	40,329,409	45,647,522	△ 5,318,113
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	804,211	2,846,035	△ 2,041,824
前受金	5,021,500	17,275,068	$\triangle 12,253,568$
預り金	26,602	5,001	21,601
流動負債合計	5,852,313	20,126,104	△ 14,273,791
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	5,852,313	20,126,104	△ 14,273,791
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2一般正味財産	34,477,096	25,521,418	8,955,678
(うち基本財産への充当額)	(21,807,801)	(21,807,801)	0
正味財産合計	34,477,096	25,521,418	8,955,678
負債及び正味財産合計	40,329,409	45,647,522	△ 5,318,113

財務諸表に対する注記

公益社団法人日本パワーリフティング協会

平成31年 3月31日 現在

1、重要な会計方針

「公益法人会計基準(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)」を採用しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法によっている。 無形固定資産・・・定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

(単位:円)

						(1 1 1 1 1 1 1 1 1
	区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
	基本財産	基本財産預金 (定期預金)	21, 807, 801	0	0	21, 807, 801
	基	基本財産計	21, 807, 801	0	0	21, 807, 801
特定財産						
	村足別座	特定資産計	0	0	0	0

3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

					(
区分	資産の種類	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	基本財産預金 (定期預金)	21, 807, 801	0	21, 807, 801	0
基 本別	基本財産計	21, 807, 801	0	21, 807, 801	0
特定財産					
村上別座	特定資産計	0	0	0	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目		取得原価	減価償却累計額	当期末残高
	什器 備品	2, 285, 244	1, 895, 647	389, 597
	ソフトウェア	189, 000	6, 300	182, 700
	合計	2, 474, 244	1, 901, 947	572, 297

附属明細書

- 1. 基本財産及び特定資産の明細財務諸表に対する注記の2. において記載している。
- 2. 引当金の明細 該当無し。

正味財産増減計算書 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

平成30年4月1日 公益社団法人日本パワーリフティン	(単位:円)		
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	9,159	9,159	0
受取会費	5,489,000	8,062,000	△ 2,573,000
事業収入 受取寄付金	35,718,696 1,160,000	26,159,137 0	9,559,559 1,160,000
受取助成金	6,841,000	10,682,750	△ 3,841,750
雑収益	604,792	376,896	227,896
経常収益計	49,822,647	45,289,942	4,532,705
(2)経常費用	10,022,011	10,200,012	1,002,100
事業費			
委託費	5,206,830	7,782,393	△ 2,575,563
海外派遣費	6,703,183	3,214,083	3,489,100
諸謝金	3,735,364	3,644,385	90,979
ドーピング検査料	7,441,020	8,703,512	△ 1,262,492
会議費	231,600	187,828	43,772
旅費交通費	2,358,730	4,382,585	△ 2,023,855
通信運搬費	339,015	247,457	91,558
消耗品費	198,578	294,934	△ 96,356
賃借料 保険料	1,677,910	1,058,138	619,772 48,648
	48,648	226 200	
支払手数料	0 272,052	226,800 142,736	△ 226,800 129,316
大会助成金	1,218,583	3,166,508	△ 1,947,925
減価償却費	259,728	375,922	\triangle 116,194
事業費計	29,691,241	33,427,281	△ 3,736,040
【管理費】	20,001,241	99,421,201	△ 0,100,040
役員報酬	426,666	0	426,666
給料手当	49,500	0	49,500
会議費	93,689	1,101,646	△ 1,007,957
旅費交通費	1,087,952	948,396	139,556
通信費	936,814	1,209,286	△ 272,472
賃借料	1,449,741	1,663,199	△ 213,458
保険料	0	240,000	△ 240,000
水道光熱費	66,440	0	66,440
接待交際費	50,000	0	50,000
減価償却費	6,300	0	6,300
諸会費	698,472	807,400	△ 108,928
消耗品費	431,711	813,074	△ 381,363
委託費	2,597,545	2,398,068	199,477
諸謝金 リース料	2,364,842 207,360	2,286,849 207,360	77,993 0
租税公課	12.675	14,939	△ 2,264
支払手数料	93,737	78,041	15,696
推費	602,284	89,593	512,691
管理費計	11,175,728	11,857,851	△ 682,123
経常費用計	40,866,969	45,285,132	△ 4,418,163
評価損益等調整前当期経常増減		4,810	8,950,868
2 計上外増減の部	-,,		0
(1)経常外収益			0
過年度損益修正益	0	324,000	
経常外収益計	0	324,000	△ 324,000
(2)経常外費用			0
過年度損益修正損	0	62,355	
経常外費用計	0	62,355	△ 62,355
当期計上外増減額			0
当期一般正味財産増減額	8,955,678	266,455	8,689,223
一般正味財産期首残計	25,521,418	25,254,963	266,455
一般正味財産期末残計	34,477,096	25,521,418	8,955,678
Ⅱ正味財産期末残高	34,477,096	25,521,418	8,955,678

法人コード		A 005083
法人名	公益社団法人	日本パワーリフティング協会

正味財産増減計算書内訳表 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業会計				(単位:円)				
科目	公1				d7 1			内部取引控除	空除 合計
v	競技普及事業	共旭	小計		共通	小計			
I 一般正味財産増減の部 1.経常増減の部			-				-	+	
(1)経常収益									
基本財産運用益	9,159		9,159			(0		9,159
受取会費	2,744,500		2,744,500			(2,744,500		5,489,000
正・準会員会費収入	800,000		800,000				800,000		1,600,000
賛助会員会費収入	1,944,500		1,944,500				1,944,500		3,889,000
事業収入	27,287,468		27,287,468			(0,101,220		35,718,696
薬物検査料	758,000		758,000				0		758,000
公認審判員登録収入 所属団体登録収入	4,026,950 1,944,000		4,026,950 1,944,000			-	0		4,026,950 1,944,000
選手登録収入	4,197,556		4,197,556				8,431,228		12,628,784
参加費収入	16,210,962		16,210,962				0,101,220		16,210,962
その他事業収入	150,000		150,000				0		150,000
受取寄付金	1,160,000		1,160,000			(1,160,000
受取寄付金	1,160,000		1,160,000				0		1,160,000
受取助成金	6,841,000		6,841,000			(6,841,000
受取助成金 雑収益	6,841,000 604,792		6,841,000 604,792			(0		6,841,000 604,792
雅収益 受取利息	604,792		604,792			+ '	0	 	604,792
雑収益	604,727		604.727			†	0	 	604,727
経常収益計	38,646,919	0		0		0 (49,822,647
(2)経常費用	,,,,,,	Ü	,,010			Ì	,,5,120		,,011
【事業費】									
委託費	5,206,830		5,206,830						5,206,830
海外派遣費	6,703,183		6,703,183						6,703,183
諸謝金	3,735,364		3,735,364						3,735,364
ドーピング検査料	7,441,020		7,441,020						7,441,020
会議費 旅費交通費	231,600 2,358,730		231,600 2,358,730						231,600 2,358,730
通信運搬費	339,015		339,015						339,015
消耗品費	198,578		198,578			+		1	198,578
賃借料	1,677,910		1,677,910						1,677,910
保険料	48,648		48,648						48,648
支払手数料	272,052		272,052						272,052
大会助成金	1,218,583		1,218,583						1,218,583
減価償却費	259,728		259,728						259,728
【管理費】	 						100 000		426,666
役員報酬 給料手当	-		+			-	426,666 49,500	+	426,666
会議費							93,689		93,689
旅費交通費							1,087,952		1,087,952
通信費							936,814		936,814
賃借料							1,449,741		1,449,741
水道光熱費							66,440		66,440
接待交際費							50,000		50,000
減価償却費	 					+	6,300 698,472		6,300 698,472
諸会費 消耗品費	1					+	698,472 431,711	 	698,472 431,711
西 委託費	 					†	2,597,545	1	2,597,545
諸謝金							2,364,842	1	2,364,842
リース料							207,360	i i	207,360
租税公課							12,675		12,675
支払手数料							93,737		93,737
雑費							602,284		602,284
経常費用 計	29,691,241		29,691,241			.	11,175,728		40,866,969
当期経常増減額 【経常外収益】	8,955,678		8,955,678			(0		8,955,678 0
過年度損益修正益	0		0			1	 		0
経常外収益 計	0		0			(0	 	0
【経常外費用】	i i		Ů			`	1	i i	
過年度損益修正損	0		0						0
経常外費用 計	0		0			(0
当期正味財産増減額	8,955,678		8,955,678			(0		8,955,678
一般正味財産期首残高						ļ		ļ	25,521,418
一般正味財産期末残高							_		34,477,096
Ⅱ正味財産期末残高	0		0		1	1	0		34,477,096

平成 30年度 事業報告書 附属明細書

平成30年度(平成30年4月1日~平成31年3月31日)事業報告書においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

公益社団法人日本パワーリフティング協会

平成30年度事業報告書

〈平成30年4月1日~平成31年3月31日〉

令和元年5月11日



公益社団法人 日本パワーリフティング協会

平成30年度事業報告内容

今回、公益社団法人日本パワーリフティング協会(JPA)は、平成30年度の事業運営 方針に基づいて重点実施事業及び実施計画を踏まえたまとめを行ったが、単に年間行事を普 段通りにこなしてきたわけではない。

過去2~3年の間に、JPAが昭和47年(1972年)に設立されて以来、これまでの 歴史に汚点を残すような前代未聞の重大かつ深刻な問題が発生し、公益法人の存立の危機に 直面したことを決して忘れてはならない。

平成30年度は、この危機的状況を乗り越えるために、健全な組織運営とパワーリフティング競技の将来的な発展を願うJPA正会員の有志の方々のご尽力により、新生JPAが生まれたことに思いを致し、以下の通り、厳しく総括しなければならない。

会長総括<平成30年度を振り返って>

公益社団法人日本パワーリフティング協会 会長 佐々木健治

公益社団法人日本パワーリフティング協会(JPA)は、平成28年度、平成29年度において、一部役員の規程無視や規程違反により、又、理事会が適切に機能しなかったことにより、JPAの存立に関わる組織運営上及び会計処理上の重大かつ危機的な問題が発生した。しかしながら、平成30年度において、この状況を打破するために、良識ある会員の総意によって人員体制の刷新が実現し、新しいJPAが誕生した。

この平成30年度は、新たに任命された役員によるJPA新体制の重点課題として、違法な行為や規程違反を二度と起こさないという固い決意の下で、事務局に優秀な人材を迎え、又、正義感とボランティア精神にあふれた正会員有志の協力によって、専門委員会の人員体制を一新するとともに、改めて公益法人であることの重要性を強く認識した上で、組織運営の健全化、会計処理の透明性確保を図るために内閣府の指導をいただきながら、定款及び規程類の改訂、会計処理の改善のために新しいシステムを導入する等、一つずつ解決に向けた取り組みを進めてきた。

とはいえ、新生JPAにおいては役員経験者が少なく、ある意味でJPAの再建時期ともいえる平成30年度は、コンプライアンスに関する理解と共通認識が十分に得られない混乱期であったといえる。

一方で、危機意識を持って人員体制の見直しを進めたことにより、今まで以上にお互いの力を合わせながら組織の立て直しを図ろうとする熱意にあふれ、健全な組織運営と透明性の高い適切な会計処理の早期実現に向けて、一丸となって推進する状況が生まれたともいえる。

そういう中で、又しても、ドーピング陽性者を出すという恥ずべき事態が発生した。

まだまだ再建途中ではあるが、新年度においては、二度と今回のような異常な事態を招かないように、ガバナンスとコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、今後は、ドーピング違反者を絶対に出さないという固い決意の下で、気を引き締めて事業活動に取り組むことが必要である。

平成30年度事業報告

I 競技の普及、振興に関する事業

1 全国的競技会の開催事業【技術委員会、組織委員会】

1. 1 全国的競技会の主催

●全国的競技会(フルギア競技、ノーギア競技)を継続的に主催することにより、競技力の向上を図り、国際的に活躍する競技者の育成に資するとともに、開催地の地方協会と連携を深めながら、競技の普及、振興の促進を図る。

◆実施内容

(1) フルギア競技

全日本男子パワーリフティング選手権大会(以下「全日本男子パワー大会」)、 全日本女子パワーリフティング選手権大会(以下「全日本女子パワー大会」)、 全日本ベンチプレス選手権大会(以下「全日本ベンチ大会」)等

(2) ノーギア競技

ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会(以下「クラシックパワー大会」)、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会(以下「クラシックベンチ大会」) ※クラシックパワー大会をスポーツ振興助成事業として申請中

■実績

・上記の大会に関しては、主管協会の協力により、事故やけがなどの格別の問題もなく 無事に終了することができた。

(1) フルギア競技

大会名 (略記)	開催日	開催地	選手数
第47回全日本男子パワー大会	H30年6月	茨城県	男子45名
	16日~17日	つくば市	(43名)
第42回全日本女子パワー大会			女子25名
			(26名)
第30回全日本ベンチ大会	H30年10月	新潟県	239名
	13日~14日	南魚沼市	(192名)

^{※()}内は、前年度の参加者数。

(2) ノーギア競技

大会名 (略記)	開催日	開催地	選手数
第19回クラシックベンチ大会	H31年1月	大阪府	518名
	19日~20日	堺市	(223名)
第23回クラシックパワー大会	H31年2月	茨城県	332名
	9日~11日	つくば市	(288名)

^{※()} 内は、前年度の参加者数。

・2020年度までは、現行の開催地輪番制による全国規模競技会の開催地選考作業を 進めることとしたが、平成30年8月16日の理事会において、2021年度からは 基本的に東京都、大阪府、愛知県、兵庫県、岡山県、神奈川県、長野県、高知県、沖 縄県の9カ所が担当することが承認されたので、今後、これら9都府県及び開催を希 望する道府県で調整作業を行う。

■課題

・主管する地方協会において、「全日本大会開催マニュアル」に基づく適切な大会運営 がなされつつあるが、全体にはばらつきが散見されるので、公益法人主催の競技会に ふさわしいものにするために、更なる標準化と質の向上が必要と言える。

1.2 層別、カテゴリー別全国的競技会の実施

- ●青少年、中高年等を対象とする生涯スポーツとして高校、大学、社会人等の大会を主催 又は後援することで広範な競技層の普及、拡大を図る。
 - ◆実施内容:全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会、全日本マスターズパワー リフティング選手権大会、全日本高等学校パワーリフティング選手権大会、 全日本学生パワーリフティング選手権大会、全日本実業団パワーリフティ ング選手権大会等を主管する地方協会や団体への支援を行う。

■実績

大会名 (略記)	開催日	開催地	選手数
第28回全日本実業団ベンチ大会	H30年	埼玉県	86名
	5月13日	さいたま市	(83名)
第37回全日本ジュニアパワー大会	H30年5月	埼玉県	59名
第17回全日本サブジュニアパワー大会	26日~27	さいたま市	(86名)
第36回全日本マスターズパワー大会	日		
第36回全日本高等学校パワー大会	H 3 0 年	埼玉県	113名
	8月5日	さいたま市	(128名)
第45回全日本学生パワー大会	H 3 0 年	埼玉県	7 0 8
	8月12日	さいたま市	79名
第37回全日本実業団パワー大会	H30年	栃木県	41名
	10月14日	上三川町	(37名)
第32回全日本教職員パワー大会	H30年	栃木県	8名(11名)
第2回全日本教職員ベンチ大会	10月14日	上三川町	6名(4名)
第16回全日本選抜高校パワー大会	H31年	埼玉県	77名
	3月24日	さいたま市	(96名)

※() 内は、前年度の参加者数。

1.3 日本スポーツマスターズ2018北海道大会の協賛事業への参画

- ●生涯スポーツ振興の取り組み事業の一つとして、マスターズ層の総合的競技大会である 日本スポーツマスターズに参画を通じて、パワーリフティング競技人口の拡充を図り、 正式種目採択に向けた基礎作りを進める。
 - ◆実施内容:今年度、ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会を 主管する北海道パワーリフティング協会への支援を行う。又、その後、開催 が予定されている平成31年度(2019)の岐阜県協会に対する支援を行 う。

■実績

・平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響で、北海道江別市での開催を予定していた第23回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会は中止となった。代わりに、急遽、兵庫県パワーリフティング協会のご理解とご協力とともに、迅速な手配により明石市で開催することができた。

大会名	開催日	開催地	選手数
第23回クラシックマスターズパワー	H30年11月	兵庫県	150名
大会	23日~24日	明石市	(181名)

※() 内は、前年度の参加者数。

■課題

・開催地が北海道から兵庫県に変更になったことから、参加できなかった北海道の選手がいた。今回は、自然災害ということでやむを得ない状況であったといえるが、何らかの事情で急な会場変更が生じて参加できなくなった場合、参加費の取り扱いについてどうするのか検討する必要がある。

1. 4 国体公開競技実施に向けた支援

●平成27年度のわかやま国体より公開競技として初開催した。平成30年度も主管の福井県協会及び北信越ブロックとの連携を図り、大会運営に関する各種支援を行う。

■実績

・第73回福井しあわせ元気国体パワーリフティング公開競技は、平成30年9月22 ~23日に福井県大野市で開催された。選手の参加状況は以下の通り。

パワーリフティング公開競技	男 性	女 性	合 計
第73回福井しあわせ元気国体	126名	17名	143名
第72回愛顔つなぐ愛媛国体(前年)	86名	11名	97名

●平成31年度以降、茨城県、鹿児島県、三重県、栃木県、佐賀県、滋賀県で開催される 公開競技の成功に向け、開催地の自治体や実行委員会との連携を進めながら開催県協会 を支援する。尚、今後の公開競技開催地は次の通り。

又、平成30年度の福井国体から、参加人数の増員見直しを行って開催する。

【2018年】福井県大野市、【2019年】茨城県つくば市、

【2020年】鹿児島県沖永良部、【2021年】三重県朝日町、

【2022年】栃木県、【2023年】佐賀県、【2024年】滋賀県

◆実施内容:公開競技の選考方法の見直しによる実施内容の充実化と実施方法の周知徹底を図り、必要に応じて、公開競技参加に向けた地方予選会、ブロック選考会の実施に関する支援を行った。

■実績

- ・平成28年度において、当時の日体協の指導もあり、多くの選手に参加の機会を与えて魅力ある国体作りを目指し、平成30年度の福井国体から参加人数枠を最大105名から160名に変更した。開催期間は開催地協会の事情を考慮して、最大3日間とした実施要領を取り決めた。今回の福井国体では143名の選手が参加し、これまでの国体に比べて盛況のある大会を実現できた。
- ・国体関連で参加した会議等は以下の通り。

行事名	開催日	場所	参加者
福井国体第3回運営担当者会議	平成30年5月10日	福井県福井市	2名
平成30年度第1回国体競技運営部会	平成30年6月7日	東京都渋谷区	1名
福井国体開催地協会と運営会議	平成30年6月23日	福井県大野市	1名
平成30年度第2回国体競技運営部会	平成30年12月20日	東京都渋谷区	1名

1.5 健常者と障がい者の交流大会の開催

●ノーギア競技会を障がい者が参加できる競技会として位置づけ、障がい者の出場機会を 増やすとともに健常者と障がい者の交流を図り、競技普及、競技力向上及び選手育成を 推進する。 ◆実施内容:障がい者の参加しやすい環境づくりを進めるために、開催要項に障がい者向けの必要事項を追加記載し、全国的競技会のジャパンクラシックパワー大会、ジャパンクラシックベンチ大会を主管する地方協会との連携と支援を行う。

■実績

- ・ジャパンクラシックベンチ大会で障がい者4名の選手が参加した。
- ・ジャパンクラシックパワー大会において、車いすの審判員の方に審判業務の協力をい ただき交流を図ることができた。

2 国際的競技会等への選手、役員の派遣事業【事務局、国際委員会、国際大会招致委員会】

- 2. 1 国際的競技会や国際会議への参加
 - ●世界パワーリフティング連盟(IPF)が主催する世界パワーリフティング選手権大会等、アジアパワーリフティング連盟(APF)が主催するアジアパワーリフティング選手権大会等、この他、アジア連盟とオセアニア連盟が合同で開催する競技会等の海外の競技会への選手、審判員及び役員の派遣を通じて、選手の競技力向上、国際審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図る。
 - ◆実施内容: IPF、APF主催の大会に、積極的にJPA役員、国際審判員を派遣し、 大会運営に協力する。

■実績

- ・派遣された役員や審判については、別紙1を参照のこと。
- ・本年度は、10月1日から開催された世界マスターズパワーリフティング大会において、 国際審判員資格試験に3名が受験し全員合格した。合格者は以下の通り。 澤千代美(東京都協会)、寺村美香(神奈川県協会)、寺門浩之(茨城県協会)
- I P F や A P F の国際会議に積極的に参加することにより、スポーツを通じた国際交流の推進を図るとともに、参加国の役員との交流により情報交換を行って様々な情報入手に努める。

■実績

・11月4日からの世界パワーリフティング選手権大会の折に行われたIPF世界会議には、伊差川理事が出席。この会議では、デットリフトでTシャツを必ず着用すること、ウィルクスフォーミュラを廃止し、新たにIPFフォーミュラを採用すること等のルール改訂が認められた。尚、ベンチプレスにおけるブリッチ禁止については、否決された。

2. 2 国際的競技会の実施

● 2 0 1 9 年世界ベンチプレス選手権大会の日本開催に向けて、国際委員会、開催地及び 関係部署との連携を図りながら組織的活動を推進する。

■実績

・平成30年度において、国際大会の招致と開催に向けた準備を行う国際大会招致委員会を設置した。この委員会を中心に、2019年5月の世界ベンチプレス大会開催に向けた準備委員会を立ち上げ、会議を4回開催。又、IPFの役員とも打ち合わせを行い、各国選手の渡航の際に必要なビザ取得のサポートを行った。

■課題

・今回、新生 J P A の立て直しを進める中で、国際大会の開催準備をしなければならない状況であったため、大会準備委員会と大会実行委員会の役割分担がうまく機能しておらず、又、開催地の地方協会や所属ブロックとの連携に緊密さに欠ける面があったといえる。反省点を共有し、今後の国際大会招致に役立てたい。

2. 3 国際大会開催要項等に関する日本語翻訳業務とこれに関連する業務の迅速化

- ●国際委員会の委員が交代したことに伴い、改めて翻訳担当委員やサポーターの確保を図り、IPF及びAPFからの英語版開催要項等の諸情報を入手次第、即時に日本語翻訳にとりかかり、関係者への迅速な案内とホームページ掲載を徹底する。
 - ◆実施内容:翻訳サポーターの増員を図る。

■実績

・翻訳を担当するサポーター委員を1名配置した。IPFやAPFから大会要項が送付されて来た場合、その日のうちにサポーター委員に送付し、5日以内に翻訳した内容を国際委員会にて確認した上で、広報委員会にホームページへ掲載依頼する手順により、早期掲載を徹底した。

2. 4 大会選手団役員選考業務の改善

●国際大会に派遣する団長、副団長、国際審判員等の役員選考に関する業務改善を進め、 派遣業務の迅速化と効率化を図るとともに、必要により職務概要の見直しを行う。

■実績

・団長に関する業務負担が大きいため、なかなか引き受け手がないことが多く、選任に 時間がかかるケースがあった。負担軽減等を図るために、平成31年3月に「国際大 会への選手団派遣規程」、「国際大会へ派遣する日本選手団の役員選考基準」を改訂 して、選手団役員の内容を見直し、団長候補者の枠を広げ、派遣費支給の明確化を図 った。

2.5 日本選手団の行動規範等の順守事項に関する周知徹底

●国際大会参加する選手団を対象に、ドーピング検査時の心得を含め、海外派遣時の各種 注意事項に関する指導徹底を図る。

■実績

・平成30年8月、「日本選手団海外派遣に関する注意事項<平成30年度版>」を作成して、安全確保に関する注意事項を追加し、又、他の競技団体の問題事例を踏まえて、行動規範に関する注意喚起事項を追加した。ただし、ドーピングに関しては、国際大会に限らず、基本的に自己責任であることから、この注意事項の中では取り上げず、アンチ・ドーピング委員会事案とした。

■課題

・昨年、スウェーデンのヘルムスタッドで開催された2018世界パワーリフティング 大会に参加した副団長が、現地で発症して入院となり、命に係わる事態となったこと を踏まえ、重篤な疾患を持つ場合の対応策について注意喚起事項として追加すること が必要となった。尚、この点を追加した「日本選手団海外派遣に関する注意事項」の 改訂版は、去る4月7日の理事会で承認された。

2.6 日本選手団役員の派遣費支給の改善

- ●「国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準」の見直しを踏まえ、経費の無駄を省くために、基準の厳格で合理的な運用と適正な経費管理を実施する。
 - ◆実施内容:新年度の財務基盤が安定したことを確認した上で、見直し基準に基づく適切な支払いを実施することとし、それまでは従来の金額にて運用する。

■実績

・国際大会派遣業務に関する適正な経費管理を目的として、平成31年3月に「国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準」を改訂した。ただし、新しい基準に基づく運用は財務基盤の安定化を見極めてからとした。

■課題

・選手団の団長を含めた派遣費は、現地での実働内容に見合う金額に改訂しているが、 実運用を通じて適正か否かの検討が必要といえる。

3 アンチ・ドーピング事業の推進【アンチ・ドーピング委員会、スポーツ医科学委員会】

●平成27年度において、ドーピング陽性者が発生したことから危機的な状況に置かれ、 平成28年度からドーピング防止対策を重点課題として組織挙げて推進してきた。その 結果、平成28年度、平成29年度は違反者0件であった。平成30年度も気を緩める ことなく引続き重点課題とする。

■宝績

・全日本大会でのアンチ・ドーピング講習会の実施はもちろんのこと、ドーピング検査を計画通り進めてきたが、平成31年2月9日に開催した「第23回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会」において、ドーピング陽性反応の選手が出たことは、極めて遺憾なことであり、改めてJPAとして反省し、アンチ・ドーピング活動の問題点の模索が不可欠といえる。

■課題

・平成27年度に2名の違反者を出して以来3年ぶりのことであるが、東京オリンピックを控えて、JSPOやJADAのアンチ・ドーピング活動が強化される中、JPAとしては、再発防止に向けた取り組みの更なる強化を図っていかねばならない。

3. 1 全国的競技会等におけるドーピング検査の実施

●全日本男子パワー大会、全日本女子パワー大会を含めたアンチ・ドーピング委員会が指定する競技会において、JADAとの連携によりドーピング検査員のサポートを行うNFレップ (NF Representative) を派遣する。

■実績

- ・全国的競技会のみならず、日本記録を認定する全ての大会をドーピング検査対象とすることが理事会で承認されたことにより、日本記録の更新ができるブロック大会もドーピング検査の実施対象となったが、平成30年度はJADAへの申請時期の関係で実施はできなかった。
- ・ドーピング検査の実績は48検体、別紙-3の通り。

3.2 アンチ・ドーピング委員会の組織体制の強化

●本部アンチ・ドーピング委員会の組織強化を図るとともに、ブロック及び都道府県協会 単位のアンチ・ドーピング委員会を新規に設置し、本部のアンチ・ドーピング委員会と 連携して啓発活動の徹底推進を行う(平成29年度からの継続案件)。

■実績

・組織強化は図れなかったが、他の委員会から応援を頂いてNFレップを実施した。都 道府県のアンチ・ドーピング委員会は、全体の70%が設置でき、今後、啓発活動を 推進して行く。

3.3 アンチ・ドーピングに関する啓発活動の推進

●平成29年度より、全国的競技会に参加する選手、セコンドは、JPAアンチ・ドーピング講習会のみ有効とし、これまでの履修レポート、Web研修は無効とし、ドーピング防止の強化を図る。引続き今年度も、全ての全国的競技会毎にアンチ・ドーピング講習会を開催する(有効期限は受講年度の翌々年度末)。

■実績

・これまで、講習会を受講したことを示す受講証の有効期限を受講年度の翌々年度末としていたが、これを受講日から2年間としたものの、この期限に関して、JADAから長すぎないかとの指摘があったため、見直しの必要が出てきた。

※講習会は別紙-2の通り

3. 4 大会参加への注意喚起

- ●アンチ・ドーピングに関する啓発と趣旨徹底のために、以下について実施する。
- (1) 平成28年度より、全国的競技会及びブロック競技会参加時に「アンチ・ドーピングに関する誓約書及び摂取サプリメントの申告書」の提出を義務付けた。平成30年度も引続き、全国的競技会毎に摂取サプリメントの申告書の内容について、事前チェックを確実に行い、ドーピング陽性者を出さないよう指導を行う。

■実績

・4件の全国的競技会において、選手から提出された「使用医薬品・サプリメント申告票」を精査し、ドーピングに抵触する可能性のある医薬品を使用している者についてはTUE申請しているかを確認した。又、サプリメントについてもドーピングに抵触する不安のあるものを使用していた選手については、今後使用しないよう注意した。報告された「使用医薬品・サプリメント申告票」の中には完全にドーピングに抵触すると考えられるものは無かった。しかし、上述したように今年2月のジャパンクラシックパワーリフティング大会でドーピング陽性者が出たことは残念なことである。

■課題

- ・従来、大会を主管する地方協会に提出することとしていた「摂取医薬品・サプリメント申告書」については、個人情報ともいえる内容が記載されていることから、その取扱いには注意が求められる。スポーツ医科学委員会としては、各地方協会で受け取った本申告書は1年保管後に廃棄することが必要と判断し、今後、「全日本大会開催マニュアル」等の関係規程類の改訂を行い、周知徹底を図る必要が出てきた。
- (2) 現行のドーピング防止注意喚起文書、アンチ・ドーピングに関するお知らせ等の見 直しを行い、競技会開催要項及び大会プログラムに掲載し、周知させる。

■実績

- ・東京オリンピックに向けて、JOC、JSPO、JADA等の関係諸団体が「PLAY TRUE」のスローガンの下で、アンチ・ドーピング活動を鋭意推進していることを受けて、平成30年12月に「全日本大会開催マニュアル」の「ドーピング防止に関する大切なお知らせと注意点」の見直しを行った。
 - 又、同時に、従来、「未成年(20歳未満)」として提出を義務付けていた親権者の 同意書について、法律に基づいて未成年者を「18歳未満」とする改訂を行った。
- ・従来、全国的競技会及びブロック大会の参加申し込みの締切りは6週間前であったが、 TUE申請の締切りを考慮し、正月など長い休みを挟む期間は8週前を締め切りにす ることとし、「全日本大会開催マニュアル」の改訂を行った。
- 3.5 アンチ・ドーピングに関わる的確な情報収集と迅速な情報発信
 - JSPO、JOC、JADA、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)等の関係機関の発信情報をアンチ・ドーピング委員会とスポーツ医科学委員会との連携と役割分担をしながら、講習会に参加して、国内外のアンチ・ドーピングに関する最新の状況 把握に努めるとともに、禁止薬物関連情報等の迅速な入手に努め、パワーリフティング 関係者に対して、ホームページ等を通じて適時、的確に公開する。

■実績

- ・情報収集により、禁止薬物については昨年度から特段の変更はなかったので、報告するものはなかった。
- 3.6 指導者及び公認審判員養成事業と連携したアンチ・ドーピング教育、啓発活動の実施
 - ●平成29年度に引き続き、公認指導員養成講習会及び審判講習会の場を活用し、アンチ・ ドーピング意識向上に関する内容を強化し、カリキュラムに織り込む。

■実績

未実施。

4 指導者及び公認審判員養成事業の推進【指導者育成委員会、技術委員会】

- 4.1 スポーツ指導者の育成促進
 - ●国体公開競技の参加条件として選手団の監督が公認スポーツ指導者の有資格者であることを踏まえ、全国的に JSPO公認スポーツ指導者の増員を図る。

■実績

- ・公認指導員養成講習会について、2018年度は諸事情により中止。
- ・平成31年1月19日に指導者育成委員会の連絡会議(出席委員3名)を開催し、次の議題について意見交換を行った。
 - ①2019年度公認指導員養成講習会について、開催に向けた開催日、会場、カリキュラム等について。
 - ②生涯健康指導士の受講者管理について
 - ③その他、委員会の業務について関連する規程類の確認を行うとともに、諸業務の進 捗状況を確認した。
- ・平成31年3月6日に、岸記念体育会館で開催された「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度改定に関する説明会」に委員2名が参加。公認スポーツ指導者制度の新制度施行について、制度の改定内容や準備状況などの説明を受けた。本会に関係するものとして、指導者種類の名称変更や養成講習会カリキュラムの時間変更等がある。
- ・公認スポーツ指導者の増員に関しては、平成30年度においては格別の対応をしなかった。2019年度からの公認スポーツ指導者制度の改定に伴う新養成講習会カリキュラム短縮(日数半減)により、受講者が増えることが期待される。

■課題

・従来、公認スポーツ指導者養成講習会の開催において、会場提供や講師斡旋等に便宜 を図っていただいた東京大学大学院の石井教授(本委員会顧問)が退官予定。そのた め、今後の会場や講師の確保が重要課題といえる。

4. 2 「生涯健康指導士」の養成及び活用の推進

●少子・高齢化社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の有資格者充実に向け、資格者養成講習会を開催するとともに、有資格者の活動を支援することにより競技普及に資する。

■実績

- ・生涯健康指導士養成講習会について、2018年度は諸事情により中止。
- ・平成31年1月19日に開催した上記の連絡会議の中で、生涯健康指導士養成講習会の2019年度開催に向けて、その開催日、会場について意見交換を行った。
- ・生涯健康指導士の受講者管理については未完成だが、今後、名簿を作成予定。

■課題

・公認指導員養成講習会と同様、石井教授の退官に伴い、今後の本講習会の開催における会場や講師の確保が重要課題である。又、有資格者への有効な活動支援策の検討も 必要である。

4. 3 公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

●競技の普及、啓発の中核的役割を担う公認審判員の有資格者拡充に向けた持続的な育成と配置を推進するために、地方協会と連携した審判講習会を実施する。

■実績

・公認審判員の増員を図るとともに、そのための審判講習会と2級公認審判員の昇級 試験を地方協会が主体で実施できるようにするために、又、技術委員会の経費処理 の透明化を図るために、平成30年度において、「公認審判員規程」を2度にわた って改訂をし、更に、「審判講習会、公認審判員昇級試験に関する細則」を制定し た。この規程類に基づいて、審判員講習会と3級審判員試験をブロック単位で実施 できるようになり、2回開催した。

※審判講習会の開催状況と3級公認審判員試験は以下の通り。★印は、新制度によるもの。

審判講習会開催日	開催地	受験者数	合格者数
H30年 7月 8日	千 葉	1 5	1 5
H30年 8月 4日	栃 木	1 2	1 2
H30年12月15日 ★	鹿児島	1 6	1 6
Н31年 2月16日 ★	岡山	1 5	1 5
H31年 3月 3日 ★	福島	2 6	2 4

- ●3級から2級、2級から1級への上位資格取得の促進を図るために、全国的競技会の場において昇格試験を実施する。
 - ◆実施内容:全日本男子パワー、全日本女子パワー等の3種目大会で試験を実施する。

■実績

・1級及び2級公認審判員昇級試験実施状況は以下のとおり。全国的競技会以外に、関 東パワーリフティング大会の場でも実施した。

又、新制度による地方協会主体の2級昇級試験も実施した(★印)。

実施日	実施大会(略記)	開催地	受験者数	合格者数
H30年5月	全日本サブジュニア、ジュニ	埼玉県	2級:2名	2級:1名
26日~27日	ア、マスターズパワー大会	さいたま市		
H30年6月	全日本男子、女子パワー大会	茨城県	2級:2名	2級:2名
16日~17日		つくば市		
H30年8月	全日本学生パワー大会	埼玉県	2級:1名	2級:1名
12日		さいたま市		
H30年9月	国体公開競技パワーリフティ	福井県	2級:2名	2級:2名
22日~23日	ング	大野市	1級:1名	1級:1名
H30年11月	関東パワー大会	山梨県	2級:2名	2級:1名
11日		笛吹市		
H30年11月	ジャパンクラシックマスター	兵庫県	2級:1名	2級:1名
23日~24日	ズパワー大会	明石市		
H30年12月	長野県秋季パワー大会・ベン	長野県	2級:4名	2級:4名
4日	チ大会 (★)	松本市		

H31年2月	ジャパンクラシックパワー	茨城県	2級:1名	2級:1名
9日~11日	大会	つくば市	1級:3名	1級:2名
H31年3月	全日本選抜高等学校パワー	埼玉県	1級:1名	1級:1名
24日	大会	さいたま市		

●審判員のモチベーション向上、技量向上を目的とし、JPA主催全国大会にて審判員の 技量等を定量化し、採点結果をJPAのホームページに公開する。

■実績

・採点制度は、平成30年9月の理事会で廃案とした。理由としては、審判員を精神的に追い込むことになること、評価を出すことにより審判の協力意識が下がり審判参加が減少する恐れがあること、適切な評価基準とは何か不明確なこと、昇級試験時以外に人を評価することに妥当性がないこと等の問題点が指摘されたため。

■課題

- ・審判技術の向上のためには、もう少し適切な対応策の検討を行う必要がある。
- I P F のルール改正等に関する情報の的確な入手とこれに伴う国内ルールの見直しを行い、J P A のホームページ等を活用して周知を図るとともに、公認審判員の技術向上及び改正ルールの習得を図るため、全国的競技会の場を活用したルールクリニックを実施する。

■実績

- ・全国的競技会の度に、陪審員、審判員、テクニカルコントローラーを対象にルールク リニックを実施し、ルールの再確認を行うことで審判員の技術向上を図った。
- ●ルールブックをJPAホームページに掲載する。

■実績

- ・平成30年版が掲載されているが、現行のルール通りかどうかの検証が不十分といえるので、令和元年度においては、全体の検証を行った上でルールブックの更新要否を確認し、ホームページには最新版を掲載予定。
- ●国際審判員資格の受験者を募り国際審判員の増員を促進する。

■実績

- ・平成30年度は以下の3名が国際2級審判員を受験し、全員合格した。澤千代美(東京都協会)、寺村美香(神奈川県協会)、寺門浩之(茨城県協会)
- ・この結果、平成30年度末での国際審判員の全体数は以下の通り。

国際審判員種別	男 性	女 性	合 計
1 級	2名	1名	3名
2 級	11名	3名	14名

5 主催競技会の運営に関する事業【スポーツ医科学委員会、技術委員会、組織委員会】

5. 1 競技会の適正な運営及び進行の実施

●競技規則に則り、主管協会と連携して各種全日本選手権のタイムスケジュール、グループ・セッション構成等運営及び進行に関する調整を実施する。又、各競技会に関する審判員実務構成表を作成し、実務指導を行う。

■実績

・競技会によっては、何度か修正が必要な場合があったが、概ね、競技会1週間前には 審判業務表もHPに掲載することができた。下記事項のように、特定の競技会におい て進行が滞ったケースもあったが、概ねタイムスケジュール、競技進行も予定通りと いえ、問題なく実施できている。 ●全国競技会の運営の効率化を図るため、必要機材、グッドリフト等周辺機器、オペレー タ等の専門部隊を新設し運営を行う。

■実績

・各全国競技会において、専門部隊は新設まではできなかったが、技術委員会のメンバーが精力的に実指導を行った。ただし、平成31年2月のジャパンクラシックベンチプレス選手権大会では、参加数が約500名とこれまでにない選手数であったため、グットリフトが稼働しなくなる事態が生じて、競技進行に支障が生じた。

■課題

・今後、円滑な競技進行を確保するために新システムの構築が必要であり、グットリフトのソフト自体のコピーではなく、確立したオリジナルの I P F フォーミュラが反映されるソフトの配布を目指す。

5. 2 公式記録、競技会の認定

●各都道府県協会から提出される「公式競技会認定申請書」、競技会開催要項等を審査し、 公式競技会としての認定作業を行う。又、日本記録に関しても同様に申請書を審査し、 ホームページでの公表及び認定証発行作業を行う。

■実績

・適切に発行作業を行った。

5. 3 競技規則等の制定

●IPFルールの発表に基づき、ルール変更を通達として公表する。

■実績

- ・平成30年11月にIPF総会で決定した新ルールを平成31年3月15日に国内公表した。
- ●全国的競技会の標準記録、国際大会派遣選手選考基準を見直し、公表する。尚、通達は その都度、毎年1月に標準記録、国際大会派遣選手選考基準を発表し、当該年度のルー ルブックを改訂し発行する。

■実績

- ・全国的競技会の標準記録、国際大会派遣選手選考基準はともに変更なし。前技術委員 長から基準を下げる提案があったが、理事会で否認された。ルールブックについては 表紙を質素にする等、作成費用を抑えるよう検討を始めた。
- ●競技会運営の全国共通化、標準化を進めるために、ブロック競技会の開催運営に関わる 支援を行う。

■実績

・「ブロック大会、地方大会の開催マニュアル」に基づいて支援を行っているが、選手 登録方法が変更したこと等の実情に合わせて、マニュアルの改訂を平成31年1月と 3月の2度にわたって行った。

5. 4 グッドリフトシステムの普及

●全国的競技会では一般的になったグッドリフトシステムの導入と活用に向けて、技術習 得の支援を継続推進する。

■実績

・平成31年より更新されたIPFフォーミュラ係数に合わせ、新グッドリフトシステムを導入したソフトの作成に着手した。これと並行して、全国的競技会では一般的になったICTベースのグッドリフトシステムの導入と活用に向けて、全国的競技会において指導した。

■課題

・コピーしたものを配布するのではなく、トラブル防止のためにオリジナルを配布する 必要がある。

5. 5 国際大会派遣選手選考

●毎年発表される国際大会派遣選手選考基準に則り、各種全日本選手権終了後に派遣対象 選手の出場意思を確認の上、各種国際大会派遣選手選考リストを作成する。なお、競技 会当日の選手選考業務に関しては、国際委員会との協力のもとで共同作業とする。

■実績

・例年通り実施。日本代表選手選考に当たっては、技術委員会と国際委員会との協力の 下で対応した。

5.6 競技会会場での事故発生時に適切かつ迅速な処置ができる人員体制の整備・強化

●競技会の期間中、選手、役員、観客等の人身事故発生の際に、適切で迅速な救命処置を 実施するため、AEDによる現場での救命処置対応可能な人員を養成し、配置する。特 に、救命講習修了者の養成を図るため、日本赤十字社又は各市町村消防署で行なわれる 救命講習会の受講を促進する。

■実績

- ・全国的協議会で救命措置が取れるよう会場に医師、看護師、救急救命士を置いて対応 した。
- ●ブロック競技会及び地方競技会は、AEDが設置されている施設で開催するように指導するとともに、JPAが主催する全国的競技会では義務付けとする。

■実績

- ・全ての全国的競技会は、AED設置の施設で開催した。
- J P A として平成27年度に購入した救護用具(担架、毛布、酸素ボンベ)を今年度も J P A 主催の協議会では持ち回りにより配備する。

■実績

・救護用具を持ち回りとして配備したが、全国大会への順送りがなされなかったため、 現在行方不明となっていることが判明。救護用具を捜索して配備方法を考える。

6 広報活動に関する事業 【広報委員会、事務局】

- 6.1 公式ホームページの管理・運用及びコンテンツの内容充実化、適正化
 - ●ホームページを媒体とした競技の普及・発展に関する支援とともに、JPAの事業に関する理解と啓発に努める。
 - ・国際大会、全国的競技会等の競技会開催要項や大会結果等の情報収集、整理、発信等 を適時適切に実施する。
 - ・専門委員会との連携を緊密にし、IPFやAPFを含め、日体協、JOC、JADA 等の外部機関から入手した情報発信を迅速に行う。

■実績

- ・一時的だが、「ホームページの管理・運用規程」を無視して、ホームページへの情報 発信が専門委員会の独断でなされたことがあり、記載内容に関して内閣府から指摘を 受け、JPAの信頼に悪影響が出たため、平成30年12月に適切な運用に向けて当 該規程の改訂を行うとともに、平成31年3月に「ホームページへの情報掲載に関す るルール」を制定した。
- ・平成31年3月、分かり易さや検索のしやすさを念頭に、無用な事項を削除する等、 ホームページのリニューアルを行った。主な変更点は以下の通り。

- ①ヘッダーメニューとフッターメニューの整理
- ②トップページのお知らせ記事の整理と更新・規程集や議事録の更新
- ③IPFとAPFへのリンク貼り直しとロゴ変更
- ④不要データの削除
- ・専門委員会から掲載依頼のあった情報や更新についても、即時対応している。
- ●地方組織や加盟団体の持つホームページとのリンクを促進し、トピックスを含めその活動状況等の情報発信を進める。

■実績

- ・ホームページのリニューアルとともに、ブロック単位での検索及び各ブロック内の地 方協会の検索ができるようにした。
- 6. 2 全国的競技会及び国体公開競技のユーストリウムでの全国生中継
 - ●全国的競技会の実況中継を行いパワーリフティングの普及を推進する。

■実績

・2019年度は未実施。

■課題

・どの程度の効果があるのか、アクセス件数を検証して必要性の是非を検討する。

Ⅱ 組織基盤の確立に関する事業

- 7 公益法人としての組織体制整備と強化に関する事業【事務局、組織委員会、フェアプレイ委員会】
- 7. 1 本部事務局の体制整備と対応強化
 - ●窓口である本部事務局の体制強化として、人員補充を行うとともに事務局内の連携を密にして、迅速・的確な対応を推進する。一部業務を公益総研株式会社へ委託する。

■実績

・東京の岸記念体育会館の競技団体事務所が、2019年度中にジャパン・スポーツ・ オリンピック・スクエアへ移転することが予定されており、賃料が高額となる見込み であったため、賃料の安価な兵庫県赤穂市に本部事務所を移転し、体制強化とはいか ないまでも、厳しい財務状況に応じた環境整備を図った。

■課題

- ・現在、国内及び国外の業務が事務局長一人に集中しており、事務局の人員体制は十分とはいえない。事務局長の補佐として、フルタイムで仕事ができるとともに、パワーリフティング競技の内容やJPAの歴史を学習する意欲ある人材が必要であり、公益法人として体制強化のために、給与面、交通費の支給、社会保険の対応等の雇用体系を整備することが必要と言える。
- ●本部に送付された通知、通達等の重要書類等を整理し、確実な保管により必要な時に誰 もが容易に取り出して、確実な対応を推進する。

■実績

- ・これまで散乱状態といえる議事録、各種の申請書類等をファイリングし、必要な資料をすぐに閲覧できるように整理した。又、「文書取り扱い規程」を改訂し、永年保管となっていた書類を法令にならい10年に改め、事務所内の整理整頓に努めた。
- ●事務局業務の業務分析を行い、所要時間の多い業務とロス時間の大きいもの等を重点指 向で事務局業務の改善を行う。必要により器材等の導入検討も考慮して進める。

■実績

・平成30年度の選手・審判・団体登録については、2名の派遣社員と数名の事務局アルバイトによって登録業務を行った。しかし、2019年度分からは、クラウドシス

テムのシクミネット社に運営委託を行ったことにより、登録事務作業に関する省力化 を図ることができた。

7.2 ガバナンスの強化

●平成27年度から四半期決算を開始した。継続して四半期決算毎に実施し、その結果を理事間で共有し、透明性のある管理を推進する。

■実績

・JPAの役員及び事務局担当者が一新したことに伴って、組織体制と財務基盤の安定 化、会計処理の健全化に向けて真剣な取り組みを進めることができた。これにより、 管理業務の適正化が前年度に比べて飛躍的に進捗した。特に、選手登録と会計処理に 関しては、新規システム(シクミネット)を導入して、本部と地方協会が共有できる 一元管理体制が構築できたことにより、透明性の高いデータ管理が可能になった。又、 経費の執行時には決裁システムを用いて複数の決裁を取ることを開始したため、不可 解・不明朗な支出がなくなった。

■課題

- ・コンピューターシステム導入によるオンライン登録の手続きに関して大きな変更があった。選手や審判の登録時に、サポートセンターや事務局において登録方法のアドバイスをしたが、コンビューターが不慣れな年代層に対する十分な手当てができたとは言えなかった。今後は、各ブロックや都道府県協会にIT担当者を置いてもらう等、コンピューター作業の苦手な方々への対応策が課題である。
- ●各委員会組織内の役割を明確化し、委員会相互の意思疎通、情報や課題について検討・ 作成するためにEメール等を有効活用した委員会会議を推進する。

■実績

各委員会の役割と業務内容を明確するとともに委員会内で共有するために、「名簿と職務概要」が作成されているが、平成30年度において、委員会のメンバーが大幅に変更したことに伴い、この「名簿と職務概要」の改正を進めて共通認識を図る必要があったものの、年度末までに適切に改正がなされた委員会は、以下の通り。

- · 国際委員会
- ・スポーツ医科学委員会
- ・フェアプレイ委員会

尚、規程類に基づく業務内容を踏まえて、「名簿と職務概要」の適切な改正がなされていないか、又は、作成されていない委員会は以下の通り。

- ·技術委員会
- ·広報委員会
- ・国際大会招致委員会
- · 財務委員会
- 指導者育成委員会
- ·組織委員会
- アンチ・ドーピング委員会

■課題

新生JPAになってから、しばらく人員体制が安定せず、短期間で委員長や委員の交 代があったために、規程類を踏まえた職務概要の理解と共有化が進まず、一部には、 日常的な業務実態の把握すらできない状況があったと思われる。 今後は、各委員会の後継者育成や業務上関係する他の委員会との連携協力のことも考え、各委員会においては、それぞれ管轄する規程類の理解度の向上と規程類を根拠としたコンプライアンスに基づく定常業務を遂行することが急務と言える。

7.3 コンプライアンスに基づく組織運営の推進

- ●公益法人に関する法律、スポーツ基本法、日本体育協会のスポーツ憲章や規程類に基づく競技団体としてのあり方や使命を再認識した上で、JPAの定款や規程類に基づく組織運営と事業運営を進め、会議体運営の透明性確保を図る。
 - ◆実施内容: J P A 事務局及び専門委員会の活動根拠となる関連規程類の周知徹底を図るとともに、活動の方向性の共通理解を深める。

■実績

- ・今回、内閣府の厳しい指導もあり、組織運営の適正化、厳格化のために、関係規程類の見直しにとどまらず、定款の改訂を行うともに、新たに必要とする規程類の制定を行った。概要は以下の通り(書式類の制定、改訂は割愛)。順不同。
 - ①事務局管轄(12件)
 - ·定款(平成30年11月改訂)
 - ·事務局規程(平成30年9月改訂)
 - ・会員の入会手続き、会費等に関する規程(平成30年12月新規制定)
 - ・旅費、日当等に関する規程(平成30年11月改訂)
 - ·賞罰規程(平成31年3月改訂)
 - ・役員の報酬及び費用に関する規程(平成30年11月改訂)
 - ·経理規程(平成30年7月改訂)
 - ·役員選任規則(平成30年10月改訂)
 - ・役員選任時の条件等に関する細則(平成30年8月改訂)
 - ·職員服務規程(平成30年9月制定)
 - ・文書取り扱い規程(平成31年1月改訂)
 - ・文書作成のガイドライン(平成31年1月改訂)
 - ②国際委員会管轄(3件)
 - ・国際大会への選手団派遣規程(平成31年3月改訂)
 - ・国際大会へ派遣する日本選手団の役員選考基準(平成31年3月改訂)
 - ・国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準(平成31年3月改訂)
 - ③技術委員会管轄(2件)
 - ·公認審判員規程(平成30年11月改訂。平成31年3月改訂)
 - ・審判講習会、公認審判員試験等に関する細則(平成30年11月制定。平成31 年3月改訂)
 - ④組織委員会管轄(5件)
 - · 専門委員会規程(平成30年6月改訂)
 - ·加盟団体規程(平成31年3月改訂)
 - JPA全日本大会開催マニュアル(平成31年3月改訂)
 - ・ブロック大会、地方大会開催マニュアル (平成31年1月改訂)
 - ・全国ブロック連絡協議会の活動に関するガイドライン(平成31年3月改訂)
 - ⑤フェアプレイ委員会管轄(4件)
 - ·役員·職員倫理規程(平成31年3月改訂)
 - ・競技者等に関する規程(平成31年3月改訂)
 - ・競技者等の商行為に関する運用基準(平成30年11月改訂)

- ・非公認大会の参加可否に関する運用基準(平成30年11月改訂)
- ⑥財務委員会管轄(1件)
 - · 賛助会員規程(平成30年12月改訂)
- ⑦広報委員会管轄(2件)
 - ・ホームページの管理運用規程(平成30年12月改訂)
 - ・ホームページへの情報掲載に関するルール(平成31年3月制定)
- ⑧アンチ・ドーピング委員会管轄(1件)
 - ・ドーピング防止規程(平成31年3月改訂)

■課題

- ・コンプライアンスに基づくJPAの活動推進とは、基本的に定款と規程類を根拠にするものであり、各委員会の活動も同様である。然るに、平成25年4月に公益法人となったにもかかわらず、未だに規程類を定めずに活動をしている委員会が存在していることは極めて残念な現実である。内閣府の監視対象と言える状況下で、許されるものではないだろう。新年度においては、早急に、活動根拠となる規程類の作成に取り組むことが必要と言える。
- ◆実施内容:「理事会等の会議体運営に関するガイドライン」に基づく理事会運営とと もに、Eメールの活用による役員間の緊密な情報交換を行い、緊急課題に ついてはインターネットによる持ち回り会議を実施し、迅速な対策検討を 行う(公益総研の指導により適切な方法で実施する)。

■実績

- ・役員間の情報交換や意見交換はメールの活用により活発に行われたといえる。一部に意思表示の全くない役員もおり、情報共有や価値観の共有がなされているのか、相互理解と方向性の一致がなされているのか、不確実な状況も垣間見えた。
 - 一方、公益法人に関する法律に鑑みて、従来のメールによる持ち回り会議が不適切であるとの指摘を受けたことから、書面理事会を行うこととになったが、公益法人であるJPAとしてはコンプライアンスの面で適切な運用がなされたと言える。

■課題

書面理事会を織り込んだ「理事会等の会議体運営に関するガイドライン」の改訂を行う必要がある。

- ●コンプライアンスによる運営強化のために、関連規程類の見直し整備を進め、その内容の周知徹底を図る。
 - ◆実施内容:事業運営に取り組む中で、実務上新たな課題や不明点が生じた際に、速や かに専門委員会として担当する規程類の見直しの要否について、規程類の 統括責任者とともに検討を行う。

■実績

上記の通り、規程類について必要な改訂を行った。

■課題

規程類の改訂は、基本的に事務局の規程類管理担当者と各委員会の委員長とのやり取りで進められており、理事会で改訂承認された後に、ホームページに公開されているが、各委員会内での周知が図られているのかいささか不明瞭な面がある。今後、委員会内での周知徹底と理解が必要と思われる。

●日本スポーツ協会、JSAA等の公的機関が開催する研修会等への参加を通じて、危機管理、モラルハザード、アンチ・ハラスメント、暴力根絶等に関する情報入手と知識習

得に努め、適時、適切に関係者への情報提供と啓発を行うとともに、必要により JPA の規程類に反映させる。

■実績

コンプライアンスやガバナンスに関する公的機関の研修会については、情報入手ができなかったため、参加の機会はなかった。

■課題

・パワハラ問題等については、ここ1年間で他の競技団体(日本レスリング協会、日大アメフト部、日本ボクシング連盟、日本体操協会等)において発生した不祥事を他山の石として、JPAでも同様のことが起きないように、規程類の整備にとどまらず、「相談室」の設置等について対応策の検討を急ぐ必要がある。

ただし、事案としては女性が被害者となるケースを考慮して、相談室に女性スタッフを置かねばならないこと、一方で、作為的に人を貶めるケースもあり得ることを想定し、ヒアリング能力や対応力に優れた人材配置が必要であること等から、設置には慎重な検討を要する。

8 加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業【事務局、組織委員会、技術委員会】

- 8. 1 都府県体育協会加盟促進に向けた支援
 - ●平成26年度に制定された「都道府県体育協会(スポーツ協会)加盟申請ガイドライン」に基づいて、申請手続きの支援を行うとともに、生活圏におけるパワーリフティング競技の普及及び都府県スポーツ協会加盟促進を図るため、市区町村スポーツ協会への加盟促進に関する支援を行う。

■実績

未実施

■課題

・ブロック連絡協議会を通じて、各地方協会の地域事情を勘案した具体的対策を検討する必要がある。

8.2 地方協会の組織基盤の整備と強化に向けた支援

- ●未組織状態や組織運営が不活性な地方協会に対し、組織体制の確立、組織活動の支援、 組織基盤の活性化に向けた支援を図る。特に、基盤・体制強化の一環として、記録管理、 大会履歴管理等の事務管理の整備に関する支援を行う。
 - ◆実施内容:体協加盟の要否に関わらず、「都道府県スポーツ協会加盟申請ガイドライン」の内容を踏まえて、地方協会と連携しながら基盤強化に向けた支援を 行う。

■実績

- 未実施
- ●全国ブロック連絡協議会やブロック競技会開催の機会を活用して、本部とブロックとの情報交換、情報共有を通じて連携強化を図りながら、様々な課題の共通認識と解決方法を検討するとともに、ブロック間格差の是正やブロック内ガバナンスの強化に向けた方策の検討を行う。
- ◆実施内容:平成27年度に組織委員会の人員強化とブロック単位の担当者を決めた。今期は、更に人員強化を図り、役割分担に沿って支援業務に取り組む。

■実績

• 未実施

9 財務基盤の確立に関する事業【事務局、財務委員会】

- 9.1 現行賛助会員、協力団体の継続登録等の維持管理業務
 - ●現行の法人、団体、個人賛助会員の継続登録と維持管理を図るため、案内状作成、各ブロックとの連携協力により推進する。

■実績

- ・賛助会員の継続がなされていなかったT社に対して継続をお願いしたところ、継続登録をいただくことができた。同様なケースを想定し、賛助会員が外れた場合の「パワーリフティング器具に関する公式認定」の猶予期間を別途定める必要があるため、具体的な年数等を整理して管理資料を作成。今後、理事会議案として提起する予定。
- ・今後の会員募集活動のために、賛助会員名簿を作成した。又、初回の賛助会員のお願い等については、公式の依頼文書に押印する委員会としての公印が必要となるため、 正式に「財務委員会之印」を新調した。

■課題

・法人賛助会員、団体賛助会員及び個人賛助会員に対してのお願い及び入会案内については、具体的方法が確立されておらず、Eメールによる案内に頼っていたので、今後は、募集方法等を統一して明確にし、広く募集を呼び掛ける必要がある。又、シクミネット等の連絡網を活用し、全国のジムや個人に対しても賛助会員の募集を働きかける必要がある。

9. 2 賛助会員、協力団体の新規開拓と新規会員加盟の促進業務

- ●平成30年度の目標を次の通りとする。
 - ・法人賛助 5社 50万円
 - 団体賛助 2社 10万円
 - 個人賛助 10人 5万円

合 計 65万円

■実績

・平成30年度の実績は次の通り。

区分	H29年度	H30年度			
		継続	新規	新規目標金額	結果
法人賛助会員	14社	14社	0 社	50万円	未達
団体賛助会員	2 社	2 社	1 社	10万円	未達
個人賛助会員	5名	5名	0名	5万円	未達

■課題

・今まで大口であったJ社等の数社が賛助会員を外れる見通しであるため、財源確保のため、他の旅行者等に賛助会員の加入を推進する必要がある。まず、5月の世界ベンチプレス選手権で協力いただいているE社に働きかける予定。

9.3 寄付行為に関する業務

- ●免税募金に基づく寄付事業について、各ブロックとの連携協力により推進する。
 - ■実績
 - 未実施

■課題

- ・免税募金に基づく寄付事業に関する案内については、適切な募集案内文書の作成が必要。2019年度において事務局長と連携しながら進める予定。
- 9. 4 ビデオ撮影、物品販売等の許認可業務

●全日本大会開催マニュアルに記載の「物品販売、販売目的のビデオ撮影申し出」に基づ く届け出に対して、有料許可の案内を行う。ただし、賛助会員は無料の優遇措置がある ので、その旨の案内を行う。

■実績

・平成30年度においては、有料の申し込み案件はなかった。

■課題

・パワーリフティングに関係する事業者に、こまめに出店等の依頼に関する案内文書を 発信して、広く募集を働きかける必要がある。

以上

平成30度

IPF・APFが主催する国際的競技会への派遣事業

開催期日	競技会名(略記)	開催地	日本選手団役員	選手数カテゴリー別
4/22	■世界ベンチプレス大会	南アフリカ	団長兼審判:	マスターズ(男26、女8)
~	(オープン、サブジュニ	ポチャフス	物江毅	サブジュニア(男2、女1)
4/28	ア、ジュニア、マスターズ)	トルーム		ジュニア(男4、女1)
1, 20				一般(男8、女4)
5/14	■世界クラシックベンチ	フィンラン	団長:鈴木祐輔	マスターズ (男20、女1
\sim	プレス大会 (オープン、サ	ドヴァン		0)
5/19	ブジュニア、ジュニア、マ	ター		サブジュニア(男0、女0)
	スターズ)			ジュニア (男5、女1)
				一般(男7、女1)
6/6~	■世界クラシックパワー	カナダ カ	団長:沖浦克治	マスターズ(男16、女3)
6/17	リフティング大会	ルガリー	副団長:蜂須貢	サブジュニア(男9、女7)
	(オープン、サブジュニ		副団長:蛯原孝晴	ジュニア (男6、女3)
	ア、ジュニア、マスターズ)			一般(男4、女6)
7/21	□香港国際インビテーシ	香港	団長:伊差川浩之	マスターズ(男5、女3)
	ョナル			
9/2~	■世界サブジュニア・ジュ	南アフリカ	団長:八木為総	サブジュニア(男8、女1)
9/8	ニアパワーリフティング	ポチャフス	審判:石本直樹	ジュニア (男8、女4)
	大会	トルーム	コーチ:岡村美里	
9/18	□アジアベンチプレス大	UAE	団長:鈴木祐輔	マスターズ(男18、女3)
\sim	会	ドバイ	副団長:岡山三記	サブジュニア(男0、女0)
9/24	(オープン、サブジュニ		副団長:	ジュニア (男4、女2)
	ア、ジュニア、マスターズ)		柳沢由紀子	一般(男4、女1)
10/1	■世界マスターズパワー	モンゴル	団長:濱田展行	マスターズ(男8、女2)
~	リフティング大会	ウランバー	副団長:小川光寿	
10/6		トル	審判:南茂樹	
11/4	■世界パワーリフティン	スエーデン	団長兼審判員:	一般(男8、女6)
~	グ大会(オープン)	ヘルムスタ	伊差川浩之	
11/10		ット	副団長:淺間成敏	
			審判員:	
			北村真由美	
10 /4	ロマバマパローリっニュ	エン・ディ	審判員:荒川大介	
12/4	□アジアパワーリフティ 、ガ+△	モンゴルウランバー	団長:渋谷優輝	マスターズ(男3、女0)
~	ング大会 (オープン、サブジュニ	トル	団長:塩谷晴久 補佐:坪井美紀	サブジュニア(男4、女0) ジュニア(男5、女0)
12/8	ア、ジュニア、マスターズ)	1.1/		シュニア (男 5 、女 0) 一般 (男 2 、女 0)
3/12	アジアパシフィックパワ	オーストラ		一般 (男2、女0) マスターズ(男10、女4)
\sim		リア ゴー	ロメ・如小和軸	サブジュニア(男10、女4)
	プレス大会	ルドコース		ジュニア(男2、女0)
3/17				フュー/ (ガ2、女0) 一般 (男2、女2)
		1		MX () 2 ,

2018年度 アンチ・ドーピング講習会実績 【スポーツ振興くじ助成事業】

				T
開催日	大会名 (略記)	受講者数	開催地	会場
2018年	第28回全日本実業団ベンチ大会	16名	栃木県	日産自動車体
5月12日		10泊	上三川町	育館
5月25日	第37回全日本ジュニア&第36	G O \$7	茨城県	つくば市民ホー
5月26日	回マスターズパワー大会	69名	つくば市	ルやたべ
6月15日	第47回全日本男子&第42回全	9 1 Ø	埼玉県	サンデン化学
6月16日	日本女子パワー大会	3 4 名	さいたま市	アリーナ
8月 5日	第36回全日本高校パワー大会	98名	埼玉県	埼玉県武道館
		304	上尾市	
8月11日	第45回全日本学生パワー大会	58名	埼玉県	サンデン化学
		004	さいたま市	アリーナ
9月21日	福井国体公開競技	107名	福井県	越前おおのまち
22日		1074	大野市	なか交流センター
10月12日	第30回全日本ベンチプレス大会	99名	新潟県	南魚沼市民会
13日		99名	魚沼市	館
10月14日	第37回全日本実業団パワー大会	1 E Ø	栃木県	日産自動車体
		45名	上三川町	育館
11月23日	第23回クラシックマスターズパ	0 2 2	兵庫県	パワーフラッシ
24日	ワー大会	83名	赤穂市	ュアリーナ
2019年	第19回ジャパンクラシックベン		大阪府	堺市
1月18日	チ大会	303名	堺市	大浜体育館
19日				
2月8日	第23回クラシックパワー大会	213名	茨城県	つくば市民ホー
9日		213名	つくば市	ルカピオ
■講習会回	数:19回 ■受講者数:1,1	24名		

- 23 -

2018年度ドーピング検査実施報告 (スポーツ振興くじ助成事業)

大会名	カテゴリー
第17回サブジュニア、第37回ジュニア&第36回マス ターズパワーリフティング選手権大会	F-マスターズー72kgー1st M-マスターズー74kgー1st M-マスターズー105kgー1st M-ジュニアー93kgー1st M-ジュニアー74klgー1st
第47回全日本男子&第42回全日本女子パワーリフ ティング選手権大会 全日本女子&男子	F-47kg—DRAW F-52kg—DROW F—72kg—DROW F-57kg—DROW M-66kg-DROW M-74kg-DROW M-83kg-DROW M-93kg-DROW M-105kg-DROW M-120kg-DROW
第30回全日本ベンチプレス 選手権大会 第37回全日本実業団	F-52kg-3rd M-83kg-3rd M-93kg-1st M-105kg-1st M-59kg-1st M-66kg-1st M-66kg-3nd M-74kg-2nd M-74kg-3nd M-83kg-1st
パワーリフティング 	M-74kg-1st M-M1-59kg-1st M-M1-47kg-1st
第23回シ`ャパンクラッシク マスターズ・パワーリフティンク ゛選手権大会	M

大会名	カテゴリー
第19回ジャパンクラシック ベンチプレス選手権大会	M-74kg-1st W-57kg-3rd M-66kg-2nd W-52kg-3rd M-105kg-1st M-83kg-2nd M-93kg-3rd
第23回ジャパンクラッシク パワーリフティング 選手権大会	M-74kg-3rd M-74kg-1st M-66kg-3rd M-59kg-2nd M-83kg-1st M-83kg-4th M-83kg-3rd

2018年度のドーピング検査数は48検体でした。選手の指名はJADA事務局で決定された。 2019年度からのドーピング検査実施大会並びに選手の選択は、日本スポーツフェアネス推 進機構が決定することになっている。

2019年度は世界ベンチプレス選手権大会がある為、全日本実業団パワーリフティング選手権での実施はなくなりました。

日本スポーツフェアネス推進機構が設立されることにより、協力金として、100万円の支払いが求めれた。これは、ドーピング検査にはtotoから9割の補助金が出て、JPAの負担は90万円前後であり、実績から100万円となったようです。

監査報告

公益社団法人日本パワーリフティング協会 会長 佐々木 健治 殿

令和元年5月10日



監事之原



私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の 職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたしま す。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検 討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条 第1項第2号に掲げる書類】

事業	自	平成30年4月1日		
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

 法人の名称		本パワーリフティング協会
設立登記日 注)	 平成25年4月1日	
法人の目的	てパワーリフティ	が国におけるパワーリフティング技能を統括し、かつ代表する団体とし ツグ競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健 することを目的とする。
I	都道府県	市区町村番地等
主たる事務所の所在場所	兵庫県	赤穂市加里屋98番地15
	(1)正会会には 1、名字では 1、名をでは 1、名をでは 1 名をでは 1 るをでは 1	の会員は、次の4種とする。 6けるパワーリフティング競技を統括する団体を代表する者 歳されたパワーリフティング関係団体を代表する者として理事会の承認 目的に賛同し事業の実施に協力する個人又は学識経験者で理事会におい

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第 2段階の合計		収入の額	費用の額
先 4 文間の 口前		38,651,729円	29,691,241 円
収入>費用の場合の対応	当該剰余金に 当該剰余金の されるベンチ	は平成30年度の剰余金4810円をか)使途は、翌事業年度赤字を見込 プレス世界大会で300万円の赤字	□算した金額となっている。 んでいること、及び令和元年5月に日本で開催 を見込んでいるため、これらで費消します。

(2) 公益目的事業比率

	目的事業比率 の額÷①欄~③欄の合計	額)	727	%
1 2	公益実施費用額		29,691,241	円
2 4	Q益等実施費用額		0	円
3	宫理運営費用額 		11,175,728	円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受け た財産の額	1,160,000円	うち個人から	1,160,000円
た財産の額	1,10,000	うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	9,327円
-------------	--------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	40,329,409円	負債額	5,852,313円
貝炷似	40,529,409	正味財産額	34,477,096円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	29,691,241円
遊休財産額	12,096,998円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益	・ 目的取得財産残額 ①欄+②欄の合計額)	30,348,750円
1	公益目的增減差額	8,151,355円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22,197,395円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	426,666円
65、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

の勧告又は命令の有無 注) 無

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

1. 基本情報

フリガナ		コウエキシャダンホウジンニホンパワーリフティングキョウカイ							
法人の名称		公益社団法人日本パワーリフティング協会							
主た	る事務所の住所及び連絡先								
	企	郵便番号	都道府県名	名 市区町村丁番地等			補足住所		
	住所	678-0239	兵庫県	赤穂	憓市加里屋98番地15				
	代表電話番号	0791-43-2000			内線			FAX番号	0791-43-2020
	代表電子メールアドレス	powerlifting@japan-sports.or.jp							
ホームページの有無		有	有						
	ホームページアドレス	http://www.jpa-powerlifting.or.jp/							
代表	者の氏名	佐々木 健治	ì						
事業年度		04 月	01 日~	œ	月	31 日			
事業の概要		パワーリフテ ドーピングの 上に資する事	・イング競技を総 普及啓発を行 事業。	統括し い、国	、パワー]民の体:	リフティン 力の向上	ノグ競技(こと心身の	の普及及で D健全な発	が振興を図り、また、アンチ・ 達に寄与し、公衆衛生の向

2 組織

(1) 社員について

社員の数	73人
代議員制を採用している場合) 社員 代議員)を選出する会員の数 注 1)	人

社員の資格の得喪に関する定款の条項 注2)

第5条、第6条、第8条~10条

法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて

定款第6条に 「この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。」と規定しているが、承認に関する特別な定めはなく、基本的には、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人、法人であれば誰でも入会可能な体制となっている。

社員の議決権に関する定款の条項

第16条

社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	≣†
理事の数	0人	9人	9人
監事の数	0人	2人	2人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について 注3)

会員等区分の名称	会員の数		
正会員	73人		
	人		

(5) 職員について

職員の数	5人	うち常勤	2人
------	----	------	----

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	平成30年4月14日	山口専務理事解任の件
社員総会	平成30年6月2日	理事選任
社員総会	平成30年7月21日	事務所移転案、規程類改訂、山口氏物江氏処分の報告
社員総会	平成30年9月16日	平成28修正決算、H29決算、H29事業報告、定款変更、理事推薦、山口氏除名、監査報告
社員総会	平成30年11月23日	定款変更、規程類改訂、監事推薦
理事会	平成30年6月21日	規程類改訂、世界大会誘致、ドーピング違反者対応、人事案
理事会	平成30年7月21日	事務所移転、専門委員会選任、登録方法変更、倫理委員会報告
理事会	平成30年8月16日	平成28年度修正決算、H29年度決算、H29事業報告、理事推薦、定款変更案、規程類改訂
理事会	平成30年8月24日	物江氏の処分期間短縮の件
理事会	平成30年8月26日	顧問弁護士契約
理事会	平成30年9月11日	規程類改訂
理事会	平成30年9月16日	内閣府報告要求について、規程類改訂、常務理事安楽氏推薦、監事選考委員会設置
理事会	平成30年10月29日	監事年齢制限の引き上げ
理事会	平成30年10月30日	世界選手権選手団承認
理事会	平成30年11月7日	臨時社員総会招集案、監事選考委員会答申、規程類改訂
理事会	平成30年11月13日	アジアクラシックパワー選手団承認
理事会	平成30年12月14日	規程類改訂
理事会	平成30年12月27日	H31年度協議会におけるドーピング検体数決定
理事会	平成30年12月27日	香料支払い承認
理事会	平成31年1月26日	登録方法変更案、情報発信媒体の管理、国際大会派遣時の健康診断
理事会	平成31年2月21日	アジアパシフィック選手権選手団承認
理事会	平成31年3月9日	2019事業計画案、収支予算書案承認、日本スポーツフェアネス推進機構加盟、規程類改訂

- 注1 定款において、資格を有する者 会員)の中から社員 代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
- 注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。
- 注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載して*付*ささい。

別紙3 法人の事業について】

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

1. 事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業

2) 収益事業等

① 収益事業

事業番号	事業の内容
収	

② その他の事業 相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2. 個別事業の内容について

(1)公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業の内容					
我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリ	72. 7				
フティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、					
もって国民の体力の向上と心身の健全な発展に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業					
	我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチ・ドーピングの普及啓発をし、				

〔1〕事業の概要について(注1)

当該事業年度(平成30年4月1日~平成31年3月31日)における公益目的事業1「我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、また、アンチドーピングの普及啓発をし、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与し、公衆衛生の向上に資する事業」の実施内容については以下のとおりである。

1 趣旨

当法人は、世界で活躍できる「競技力の向上」と、少子・高齢社会に対応した「生涯スポーツ振興」を両輪とし、パワーリフティング競技の広範な競技層への普及発展と健康増進により、公共の福祉へ貢献する事を目的として当事業を行う。

- 2 内容 *詳細については平成30年度事業報告書に記載
- 2. 1 全国的競技会の開催事業

<事業の概要>

<平成30年度の実績>

○全日本パワーリフティング選手権大会等、全国規模の競技会を開催した。

こららの競技会開催により競技力の向上、競技者の育成に資するとともに、開催地域における競技の普及・振興の 促進を図った。

□平成30年度:実施事業・・・・・ 第47回全日本男子パワーリフティング選手権大会、第42回全日本女子パワーリフティング選手権大会、第30回全日本ベンチプレス選手権大会、第23回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会、第19回ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会を開催した。

○青少年、中高年等生涯スポーツとして高校、大学、社会人等各層別、カテゴリー別に全国的競技会を開催した。これらの全国的競技会の開催により、広範な競技層の普及・拡大を図った。

□平成30年度:実施事業 ・・・・・ 第37回全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会、第17回全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会、第28回全日本実業団ベンチプレス選手権大会、第36回全日本マスターズパワーリフティング選手権大会、第36回全日本高等学校パワーリフティング選手権大会、第37回全日本実業団パワーリフティング選手権大会、第37回全日本教職員パワーリフティング選手権大会、第2回全日本教職員ベンチプレス選手権大会、第16回全日本選抜高校パワーリフティング選手権大会、第45回全日本学生パワーリフティング選手権大会

○生涯スポーツ振興の取り組みとして、マスターズ層の総合的競技大会としてジャパンクラシックマスターズ パワーリフティング大会に参画した。

□平成 30 年度: 実施事業 ・・・・・第 23 回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会 (兵庫県明石市)

(競技会の参加料等)

競技会の参加料は、概ね 10,000 円/人 (但し、高校、学生、ジュニア等は 4,000~8,000 円程度) また、参加人数は、開催日程 1 日あたり概ね 100 名程度を容量としている。 但し、ベンチプレス競技のみの開催競技会は 200 名程度を容量としている。

○国体公開競技実施に向けた支援

公開競技の選考方法の見直しによる実施内容の充実化と実施方法の周知徹底を図り、必要に応じて、公開競技参加に向けた地方予選会、ブロック選考会の実施に関する支援を行った。

□平成30年度:実施事業・・・・・第73回福井しあわせ元気国体パワーリフティング公開競技(福井県大野市)

○健常者と障がい者の交流大会の開催

障がい者の参加しやすい環境づくりを進めるために、開催要項に障がい者向けの必要事項を追加記載し、全国的競技会のジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会を主管する地方協会との連携と支援を行った。具体的にはジャパンクラシックベンチプレス選手権大会で障がいをもつ選手 4 名が参加した。

○大会で使用する競技用具の研究、認定及び運用

大会の公正な判定の為、使用する競技用具についての協議をし、良いものを作っていこうという取り組みを行った。

<事業の対象>

○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング競技を愛好する選手。対象領域は、日本全国にわたる。

<事業実施のための財源>

○事業実施のための財源は、事業収入(公認大会参加費収入等)による。

<事業実施のための建物等>

○事業実施のための建物等は、所有していない。

- <事業の委託の内容と受託の内容>

 (季託事業・受託事業はない。

 (補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>

 (交付は無い
 - 2. 2 国際的競技会への選手、役員等の派遣事業
 - <事業の概要>

<平成30年度の実績>

- ○選手の競技力向上、審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図るとともに、国際交流事業への積極的参加によるスポーツを通じた国際交流を推進するため、世界パワーリフティング選手権大会、アジアパワーリフティング選手権大会、アジア連盟とオセアニア連盟が合同で開催する競技会等への選手・審判員・役員の派遣を通じて、選手の競技力向上、国際審判員資格取得の促進、審判技術の向上を図る。
- ○国際的競技会の誘致・・・2019 年世界ベンチプレス選手権大会の日本開催に向けて、組織的に活動した。
- ○国際大会要項等に関する日本語翻訳業務の実施とその迅速化・・・国際大会の要項等の翻訳を大会ごとに実施した。
- ○国際大会に派遣される役員の選考の透明化を図るとともに、必要により職務概要の見直しを行った。
- ○国際大会に参加する選手団を対象に、ドーピング検査時の心得、海外での行動規範について指導、徹底を図った。
- ○日本選手団役員の派遣費支給の改善を実施した。

<事業の対象>

- ○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手・審判員及び役員。対象領域は、国内・外にわたる。
- <事業実施のための財源>
- ○事業実施のための財源は、事業収入(公認大会参加費収入等)による。
- <事業実施のための建物等>
- ○事業実施のための建物等は、所有していない。
- <事業の委託の内容と受託の内容>
- ○委託事業・受託事業はない。
- <補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>
- ○なし。
- 2 3. ドーピング根絶に向けたアンチドーピング活動の継続的な実施事業

<事業の概要>

<平成30年度の実績>

- ○全国的な競技会等と併催したアンチ・ドーピング研修を開催、指導者養成講習会等競技普及の中核を担う指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓発活動を継続実施した。
 - □平成 30 年度:実施事業
- (1) アンチ・ドーピング委員会が指定する全国的競技会等におけるドーピング検査を実施した。

(全日本男子パワーリフティング選手権大会、全日本女子パワーリフティング選手権大会等の競技会への、ドーピング検査員のサポートための NF レップ派遣、検査を実施した。)

(2) アンチドーピング委員会の組織体制の強化(平成29年度からの継続案件)

本部アンチ・ドーピング委員会の組織強化を図るとともに、ブロック及び都道府県協会単位のアンチ・ドーピング委員会を新規に設置し、本部アンチ・ドーピング委員会と連携して啓発活動の徹底推進を図った。

(3) 各種研修会、公認審判員講習会等におけるアンチ・ドーピング講習会を実施する等アンチ・ドーピング活動の 積極的な普及啓発を推進した。

その他 大会参加への注意喚起、機関誌「JPA時報」、ホームページ等を活用し、禁止薬物情報の最新情報の開示、 問い合わせ相談窓口等の開設等アンチドーピングに関し組織を挙げた啓発活動の推進を図った。

<事業の対象>

○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手、指導者等。対象領域は、日本全国にわたる。

<事業実施のための財源>

- ○事業実施のための財源は、事業収入(公認大会参加費収入等)による。
- <事業実施のための建物等>
- ○事業実施のための建物等は、所有していない。
- <事業の委託の内容と受託の内容>
- ○委託事業・受託事業はない。
- <補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>
- ○独立行政法人日本スポーツ振興センター・・・平成 30 年度申請
- ○内容・・・・平成30年度スポーツ振興助成事業

2. 4 競技指導者養成の推進事業

<事業の概要>

<平成30年度の実績>

○公認スポーツ指導者の育成と活動の促進

公益財団法人日本体育協会公認指導者認定制度の定着、推進と上位資格に向けたカリキュラム、育成体制の整備を図るとともに、国体公開競技実施を視野に加盟各支部協会における公認スポーツ指導者の育成及び増員・配置、公認スポーツ指導者の積極的な活用推進のため、必要な支援を行った。

□平成30年度:実施事業

- ・公認スポーツ指導者の育成及び増員については実績なし。
- ・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度改定に関する説明会に参加。
- ·期日:平成31年3月6日 会場:岸記念体育会館

○「生涯健康指導士」養成及び活用の推進

少子・高齢社会に対応した生涯スポーツ振興の中核をなす「生涯健康指導士」の充実に向け持続的に資格者養成を 図るべく講習会を開催した。また、資格者活用に向けた事業の推進を図った。

□平成30年度:実施事業

・平成30年度JPA認定生涯健康指導士養成講習会・・・諸事情により中止となった。

○公認審判員のスキル向上と上位資格取得の促進

パワーリフティング競技会の運営に必須な公認審判員としては、国内大会の審判員は本会が認定をしており、国際大会の審判員は国際パワーリフティング連盟が認定をしている。その本会公認審判員資格者のスキルアップと国際審判員資格など上位資格取得の促進を図るとともに、競技の普及・啓発の中核的位置付けをなす公認審判員の充実に向けて、全国的競技会に併催した公認審判員研修会を開催した。また、公認審判員の実践での技術の習熟、資質向上を促進するため、ルール改定等に関わる情報の共有、適応を図るべくインターネット等を活用した情報の流通、協議会等を通じた実践での技術の習熟・向上を図った。

□平成30年度:実施事業

・審判員資格者のクリニック・・・・全国的競技会と併催しスキルチェック、クリニックを実施。

(補足:審判員資格者のクリニックについて)他の競技同様、競技の規則は普遍的なものではなく時代に即応し変化する。パワーリフティング競技においても、競技技術や安全等を勘案した器具装具の導入に即し競技規則の制定・改訂があるとから、競技規則の水平展開や資格者の資質向上を目的に定期的に「クリニック」と呼称した評価、指導を実施している。

□平成 30 年度: 実施事業

・3級公認審判員講習会(認定試験)の開催(以下の通り実施した。)

平成 30 年 7 月 8 日 千葉県 15 名受講: 15 名認定 平成 30 年 8 月 4 日 栃木県 12 名受講: 12 名認定 平成 30 年 12 月 15 日 鹿児島県 16 名受講: 16 名認定 平成 31 年 2 月 16 日 岡山県 15 名受講: 15 名認定 平成 31 年 3 月 3 日 福島県 26 名受講: 24 名認定

その他1級及び2級公認審判員昇級試験を開催した。

○国際審判員の増員

□平成30年度:実施事業

平成30年度は3名が国際2級審判員を受験し、全員が合格した。

<事業の対象>

- ○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティング指導者・審判員等。対象領域は、日本全国にわたる。
- <事業実施のための財源>
- ○事業実施のための財源は、事業収入(公認大会参加費収入等)による。
- <事業実施のための建物等>
- ○事業実施のための建物等は、所有していない。
- <事業の委託の内容と受託の内容>
- ○委託事業・受託事業はない。
- <補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>
- ○なし。
- 2 5. 主催競技会の運営に関する事業
- <事業の概要>
- <平成30年度の実績>
 - ・競技会の適正な運営及び進行の実施
 - ・公式記録、競技会の認定
 - ・競技規則等の制定
 - ・IPFルール改正に伴い、新ルールを平成31年3月15日に国内公表した。
 - ・全国的競技会の標準記録、国際大会派遣選手基準の見直し、公表
 - ・グッドリフトシステムの普及
 - · 国際大会派遣選手選考
 - ・競技会会場での事故発生時に適切かつ迅速な処置ができる人員体制の整備・強化
 - ・公認器具の認定 など
- 2 6. 広報活動の充実・情報流通の推進事業

<事業の概要>

<平成30年度の実績>

○競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発のため、国内外の競技に関する各種情報、地方組織における活動 状況、大会記録等を収集整理し、内外に広報宣伝することで、競技の普及、発展、本会事業に関する理解と啓発に努 めた。また、アンチ・ドーピング活動の推進、全日本選手権大会、地域スポーツ拠点づくり事業、国体公開競技等の 重点事業の推進に向け、広報宣伝活動を駆使した支援を実施した。

□平成30年度:実施事業

○公式ホームページ等を活用した各種情報の流通による情報の共有、リアルタイムでの情報公開を実施した。また、web,mailを活用し、国際委員会から国際競技会の開催案内、派遣選手団の公表をした。

技術委員会からは国際競技規則の改訂案内や公認器具及び装具等に関する変更事項の周知の他、国内外の競技会の結果成績と記録の公表。組織委員会からは規定類の制定や改定の案内を行った。

また、平成31年3月に「ホームページへの情報掲載に関するルール」を制定した。

- □平成30年度:実施事業
- ・公式ホームページの管理・運営及びコンテンツの内容充実化、適正化

「開示情報」

- *国内、外における事業に関わる競技開催要項、競技会結果、選手登録、公認審判員登録、公認指導員 等資格者データベース、事業・定款・収支・財務・議事録等の情報開示
- ・公式ホームページによる国内事業及び国際事業に関わる開催要項、競技会結果等の周知。
- ・全国的競技会及び国体公開競技のユーストリームでの全国生中継・・・ただし 2018 年度は未実施 (全ての大会において実況生中継を実施)

<事業の対象>

- ○対象者の範囲は、日本全国のパワーリフティングをする選手。対象領域は、日本全国にわたる。
- <事業実施のための財源>
- ○事業実施のための財源は、事業収入(公認大会参加費収入等)による。
- <事業実施のための建物等>
- ○事業実施のための建物等は、所有していない。
- <事業の委託の内容と受託の内容>
- ○委託事業・受託事業はない。
- <補助金等が交付されている場合の交付者等の内容>
- ○なし。
- 2 7. 組織基盤の確立に関する事業
- <事業の概要>
- <平成30年度の実績>
 - ・本部事務局の体制整備と対応強化
 - ・ガバナンスの強化
 - ・コンプライアンスに基づく組織運営の推進
- 2 8. 加盟組織の基盤強化・充実に向けた事業
- <事業の概要>
- <平成30年度の実績>
 - ・都道府県体育協会加盟促進に向けた支援

- ・地方協会の組織基盤の整備と強化に向けた支援
- 2 9. 財務基盤の確立に関する事業

<事業の概要>

<平成30年度の実績>

- ・現行賛助会員、協力団体の継続登録等の維持管理業務
- ・賛助会員、協力団体の新規開拓と新規会員加盟の促進業務
- ・寄付行為に関する業務
- ・ビデオ撮影、物品販売等の許認可業務

(複数の事業を公益目的事業] にまとめた理由)

当法人の事業は、パワーリフティング競技の普及及び振興を図ることを目的としており、全国的競技会の開催、国際的競技会への選手等の派遣、指導者養成、アンチドーピング活動等を行うことで、選手の競技力向上と健全な生涯スポーツ振興が促進され、それがパワーリフティング競技の広範な競技層の普及発展につながる。よって、全ての事業を一体的に行うことで、広く一般に向けたスポーツの普及発展と健康増進により公共の福祉へ寄与できることから、複数の事業を一つにまとめている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託して いる場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号 公 1

②事業の公益性について

定款為	人の事業又は目的)上の根拠 定	款変更案第4条第1項第1号、2号、3号
事業の種類 別表の号	本事業が、左欄に記	記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
09	な発達に寄与している。	ングというスポーツの普及発展を通じ、世界で活躍できる 競技力の向上」に貢 対応した 生涯スポーツ振興」による健康度の向上に貢献し、国民の心身の健全 さに教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな 事業と考える。

(事業単位ごとに作成してください。)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	本事業が不特定多数の者の利益の地	曽進に寄与すると言える事実を記載してください(注	1)。)
ださい。	事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してく 事業区分ごとのチェックポーントがその横に表のは8.5 ませる事業に入ればいました。	チェックポイントに該当する旨の	D説明
記事業	する事業区分がないと考える場合には、最後の(18) 上 区分に該当しない場合」を選択してください。) T	左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行う	その他説明事項
事業 区分	区分ごとのチェックポイント	のかがわかるように記載してください。)	
(3)座ナ育 講 セ 、	不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、ベル性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為・受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンボジウムの場合には、確認行為については問わない。	2 4 競技指導者養成の推進事業について該当者養成の推進事業について利益を表していて利益を表しまする。 1.当該講座等は、地域において利請者全ての競技を表していての関連を表していての関連を表していての関連を表していての関連を表していての関連を表していての関連を表しては、一ツクラブ等の指導資をといる。 2 当該講座等は、地域にあれて、満年を表しては、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切で	

(15) 競 1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進 技会 に寄与することを主たる目的として位置付け、適 当な方法で明らかにしているか。 2公益目的として設定した趣旨に沿った競技会と 2 1 全国的競技会の開催事業について該当する。 1.当該競技会は、全国規模の競技会開催により パワーリフティング選手の競技力の向上、競技者 の育成に資するとともに、年齢別等のカテゴリー なっているか。例 親睦会のような活動にとどまっていないか) の育成に負するとともに、午町が寺のガテコウー 、別に全国的競技会を開催することで広範な年齢 層への普及 拡大を図っており、地方競技会での 選抜や別に定める標準記録を突破することを要 件に、誰でも参加することが可能で、特定の団体 や個人のために行う事業ではない。このことは、 当法人のホームページ等で明らかにしている。 3出場者の選定や競技会の運営について公正な ルールを定め、公表しているか。 2当法人が全国規模で開催する競技会は、選手 全ての競技力の向上等に資するものであると共 全くの競技力の向上寺に負するものであると共に、青少年から中高年まで広範なカテゴリー別に開催することで、生涯スポーツ振興として人々の健康増進も目的としている。従って、公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっている。3出場者の選定は、別途定めたルールにより行っており、競技会の運営については公正なルールをより、競技会の運営については公正なルー ルを定め、ホームページ等で明らかにしている (18) 上 記の事 業区分 に該さ 1.事業目的 趣旨:不特定多数でない者の利益の 2 2 国際的競技会への選手:役員等の派遣事 増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを 業 確認する趣旨。)
2事業の合目的性 趣旨 事業の内容や手段が へ 2 3 ドーピング根絶に向けたアンチドーピング 活動の継続的な実施事業 しない 場合

7 組織基盤の確立に関する事業 に開かれているか) 2 8 加盟組織の基盤強化 充実に向けた事業 2 9 財務基盤の確立に関する事業の各事業に 事業の質を確保するための方策 例 専門家 が適切に関与しているか) ウ 審査 選考の公正性の確保 例 当該事業が 審査 選考を伴う場合、審査 選考が公正に行われることとなっているか) エ その他 例 公益目的として設定した事業目的 ついて該当する。 1.当事業全体を通じて、パワーリフティング競技 の普及発展と市民の健康増進と公共福祉への <mark>と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっ</mark>貢献を目的としており、特定の団体や、個人の利 益に寄与するものではない。 ていないか) 注)2 事業の合目的性)ア〜エは例示であり 事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽 2ア受益の機会の公開 例 受益の機会が、一般 重には差がある。 に開かれているか) ・当該事業の対象者は、パワーリフティングを行 う者全員が受益の対象者であり、受益の機会は 完全に開かれており、誰でもが受益の機会を得 ることができる。 イ事業の質を確保するための方策 例 専門家が 適切に関与しているか) 週切に関与しているかり 国際的競技会へ派遣する選手については、国際大会派遣選手選考規程」国際大会派遣選手選考規程 選考基準」に則って、その他の事業については 適切に専門家が関与している。 ウ審査・選考の公正性の確保 例 当該事業が審 在 選考を伴う場合、審査 選考が公正に行われることとなっているか) 国際的競技会への選手 役員等の派遣事業に 国際の成及云への展す (双見みの)が厚ま来に ついては 国際大会派遣選手選考規程」国際大 会派遣選手選考基準」により公正に審査 選考 が行われている。 ・アンチ・ドーピング講習会に関しては、受講者に 受講証明書を発行し、当該証明書の提示を全国 的競技会の参加条件としている。 ・上記事業に共通して、審査・選考を要すること はない。 エその他 例 公益目的として設定した事業目的 エその他 例 公益目的として設定した事業目的 と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっ ていないか) 注)2 事業の合目的性)ア〜エは例示であり 事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。 当事業の目的は、パワーリフティング競技の普 及啓発と一般市民の健康の増進等を目的として いる。よって、 いる。よって、 当事業は特定の企業や個人のために行うものではなく、広く一般市民を対象とした事業であり、特定の業界団体の販売促進、共同宣伝にはなって いない。

⑤)本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について注2

なし	なし	なし

- 注 1 公益認定等に関する運用について 公益認定等ガイドライン)」における「参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載して*付*ざさい。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付して ください。また、 許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

別表 A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階 公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

141	法人か行う事業に りい C、その経 常 収益、経 常 負 用 を 比較 し ま 9 。								
		経常収益計 前年度に6欄がプラスの事 業がある場合には当該剰 余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 2欄-3欄+4欄-5欄)			
	1	2	3	4	5	6			
公		円	円	円	円	0円			
公		円	円	円	円	0円			
Ī		0円	0円	0円	<mark>0</mark> 円				
	第二段階7欄 (収入)へ 第二段階7欄 (費用)へ 第二段階7欄 (費用)へ 第二段階7欄 (費用)へ 第二段階7欄 (費用)へ ださい。								
理由:									
			計画:						

2 第二段階 公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計 2欄・3欄)		7	38,651,729円	29,691,241円	
特定の事業と関連付けられない/ 常費用	公益目的事業に係るその他の経常収益、経	8	円	円	
7欄と8欄の合計 公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	38,651,729円	29,691,241 円	
公益目的事業に係る特定費用準 の取崩額を 収入」欄に、積立額?	備資金に関する調整(別表C(5)より)	10	円	円	
収益事業等から	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	円		
生じた利益の繰入額	その他の事業 相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	12	円		収入-費用
合計 9欄~12欄)		13	38,651,729円	29,691,241 円	8,960,488円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合 収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

当該剰余金は平成30年度の剰余金4810円を加算した金額となっている。 当該剰余金の使途は、翌事業年度赤字を見込んでいること、及び令和元年5月に日本で開催されるベンチプレス世界大会で300万 円の赤字を見込んでいるため、これらで費消します。

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

制表 B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

	公益目的事業比率の算定					
•	公益実施費用額(13欄より)	1	29,691,241	円		
>	公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	40,866,969	円		
	公益目的事業比率(欄÷2欄)	3	72.7	%		

	公益実施費用額の計算								
公益	目的事業に係る事業費の額 別表B(5) I 欄より)	4	29,691,241	円					
	土地の使用に係る費用額 別表B(5) II 欄より)	5	0	円					
	融資に係る費用額 別表B(5) III 欄より)	6	0	円					
調	無償の役務の提供等に係る費用額 別表B(5)IV欄より)	7	0	円					
整	特定費用準備資金積立額 別表B(5)V欄より)	8	0	円					
	特定費用準備資金取崩額 別表B(5)VI欄より)	9	0	円					
額	引当金の取崩額 別表B(5)VII欄より)	10	0	円					
	財産の譲渡損等 別表B(5)VIII欄より)	11	0	円					
	調整額計(5欄~11欄の計)	12	0	円					
公益	実施費用額 4欄+12欄)	13	29,691,241	円					

	収益等実施費用額の計算						
収益	事業等に係る事業費の額 別表B(5) I 欄より)	14	0 円				
	土地の使用に係る費用額 別表B(5) II 欄より)	15	0 円				
	融資に係る費用額 別表B(5) III 欄より)	16	0 円				
調	無償の役務の提供等に係る費用額 別表B(5)IV欄より)	17	0 円				
整	特定費用準備資金積立額 別表B(5)V欄より)	18	0 円				
	特定費用準備資金取崩額 別表B(5)VI欄より)	19	0 円				
額	引当金の取崩額 別表B(5)VII欄より)	20	0 円				
	財産の譲渡損等 別表B(5)VIII欄より)	21	0 円				
	調整額計(15欄~21欄の計)	22	0 円				
収益	· 等実施費用額 (4欄+22欄)	23	0 円				

	管理運営費用額の計算							
管理	費の額 別表B(5) I 欄より)	24	11,175,728 円					
	土地の使用に係る費用額 別表B(5) II 欄より)	25	0 円					
	融資に係る費用額 別表B(5) III 欄より)	26	0 円					
調	無償の役務の提供等に係る費用額 別表B(5)IV欄より)	27	0 円					
4	特定費用準備資金積立額 別表B(5)V欄より)	28	0 円					
整	特定費用準備資金取崩額 別表B(5)VI欄より)	29	0 円					
額	引当金の取崩額 別表B(5)VII欄より)	30	0 円					
	財産の譲渡損等 別表B(5)VIII欄より)	31	0 円					
	調整額計(25欄~31欄の計)	32	0 円					
管理	運営費用額 24欄+32欄)	33	11,175,728 円					

	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
事業年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パ ワーリフティング協会

別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1 公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

単位 :円)

	ᅕᄴᇚᄯ<i>ᄓ</i>ᆥᄀᄵᄼ	5 幸口の中		の (年)											
=	事業実施に係る経常								薬施費用額						八社内长港四年
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額 計
	経常費用額	29,691,241													29,691,241
II <u>:</u>	土地の使用に係る費	貴用額 別	表B(2)よ	り)											
NO.	所在地	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公益9 公 7	送施費用額 公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
															āl
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	融資に係る費用額	割表B(3).	上h)												
NO.	貸付の内容	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公益9公子	産施費用額 公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
		7/1	7.2	Ά3	24	Ά2	7.0	Δ7	7.0	7.9	2/10	2/11	2/12	大地	B†
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I\/ 4	無償の役務の提供等	车に 区 ヱ϶	事田姫 卯	表R/A\ F	n)										
NO.	無関の技術の症所 との との との との との との との との との との との との との								系施費用額 						公益室施費田額
	ESSERVE S E IS	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
\	生中弗田淮供次入)	ᆘᄪᆂᆠᇷ	短 如 士 〇	(D L N)											
	寺定費用準備資金 特定費用準備資金の名称								※施費用額						八分中共進口統
140.	17亿民力平開兵业の石小	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寺定費用準備資金 ***	当期取崩	類 別表C	(5)より、	7イナス額	で記載し	てください	、) 公益事	施費用額						
NO.	特定費用準備資金の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ни	ŭ					ŭ						ŭ		3
	引当金の取り崩し額	(マイナス	、額で記載	してくださ	<u>(1)</u>			公益9	薬施費用額						
NO.	引当金の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部	U	U	U	U	U	U	0	U	U	U	U	U	0	Ü
VIII ,	材産の譲渡損等の額	類 認定規	則第15	条第 1、3	、4項の額	をマイナ	ス額で、第	三空項の額	をプラスを 施費用額	額で記載	してくださ	ر _{اه})			
NO.	財産の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額 計
	A=1														
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IX î	合計							/\+d							
_		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公益)	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額 計
	合計	29,691,241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業比率	727%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.090	QOX	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.09	727%

	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
事業年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティン グ協会

別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表】その2公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業でとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

単位 :円)

	ᆂᄴᇚᄯᄓᅎᄱᅅ	5#E	- / - ** - *	0 45)										
=	事業実施に係る経常	収1	収2	<u>収</u> 3	収4	収益等実収5	施費用額	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	
	経常費用額										ЛІВЯП	11,175,728	40,866,969	
1 =	土地の使用に係る費	事用好 刨	主D(2) F h	n)										
NO.	上地の使用に示る。 所在地	収1	収2	収3	収4	収益等実	施費用額 他 1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	配賦基準
		- 1	-10.2	100		-100	10.	102	100	70.00	用額計		0	
													0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
l F	融資に係る費用額	別表B(3)。	より)			収益等実	施費用額							
VO.	貸付の内容	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	
													0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
 √ 1	無償の役務の提供	等に係る書	事用額 知	表B(4)より))									
NO.	役務提供等の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実収5	施費用額 他 1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	配賦基準
											/山坝山			
	٨=١			_				_				_	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
	寺定費用準備資金 特定费用準備資金		類別表C((5)より)		収益等実	施費用額				Line of the state of	管理運営費用	合計	
INO.	特定費用準備資金の名称	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	
													0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
1 4	与定費用準備資金	当期取崩額	類別表C((5)より、マ	イナス額で	で記載して	ください)							
NO.	特定費用準備資金の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実 収5	他 1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	合計 (参考)	
													0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
/11 7	コックの取り出しぬ	シスノナフ	始った記書	<i>フノ</i> ださ										
NO.	引当金の取り崩し額 引当金の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実収5	施費用額 他 1	他2	他3	共通	収益等実施費	管理運営費用 額	合計 (参考)	
			-10.2	100		-100	10.	102	100	744	用額計		0	
													0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	
	財産の譲渡損等の額	額 認定規	則第 1 5第	<u>≩第 1、3、</u>	4項の額を	をマイナス 収益等実	額で、第2 ^{施費用額}	2項の額を	プラス額つ	で記載して		65 TEL VER 645 (EE)	슬타	備老 租則第15条の3
	材産の譲渡損等の名 財産の名称	類 認定規収1	則第 1 5第	≹第 1、3、 収3	4項の額? _{収4}	をマイナス _{収益等実} 収5	額で、第2 ^{施費用額}	2項の額を _{他2}	プラス額 ^つ 他3	で記載して _{共通}		65 TEL VER 645 (EE)		備考 規則第15条のうち該当の項番を記載)
						収益等実	施費用額				収益等実施費	管理運営費用	合計 (参考) 0	備考 規則第15条の5 ち該当の項番を記載)
						収益等実	施費用額				収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	0	備考 規則第15条の3 ち該当の項番を記載)
NO.	財産の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実 収5	施費用額 他 1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	0	備考 親則第15条の ち該当の項番を記載)
NO.	財産の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実収5	施費用額 他 1	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計	管理運営費用 額	0	備考 規則第15条のうち該当の項番を記載)
NO.	財産の名称	収1	収2	収3	収4	収益等実収5	施費用額 他 1 0	他2	他3	共通	収益等実施費 用額計 0 収益等実施費 用額計	管理運営費用 ① 「管理運営費用 額	0	備者 規則第15条のうち ち該当の項番を記載)

別表 C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 自 平成30年4月1日 法人コード A005083

│ 至 <mark>平成31年3月31日</mark>法人名

公益社団法人日本パワーリフ

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。 遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額=資産- 負債+一般社団 財団法人法第131条の基金)- 控除対象財産-対応負債の額*)

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される ことになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成 下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

۱. ۸	四个別任頃の可昇に必安は数値	JJ F	火 (配 3. 及)
資産	の部		
流動資	資産計	1	17,949,311 円
固	控除対象財産 別表C(2)から転記)	2	22,380,098円
固定資産	その他の固定資産 4欄-2欄	3	0円
産	固定資産計 5欄-1欄	4	22,380,098 円
資産調	!	5	40,329,409円

6	5,852,313円
7	円
8	円
9	円
10	0円
11	5,852,313円
12	円
13	円
14	34,477,096円
15	34,477,096円
16	40,329,409円
	7 8 9 10 11 12 13 14 15

2 遊休財産額の保有上限額 ←公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業 に係る事業費の額	17	29,691,241 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	29,691,241 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
材産の譲渡損、評価損等の額	22	円
寺定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	40,329,409円
負債 11欄	26	5,852,313円
一般社団 財団法人法 第131条の基金 12欄	27	0円

控除対象財産の額 2欄	28	22,380,098円
対応負債の額 39欄	83	<mark>0</mark> 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄 ®以下の場合は®)	30	12,096,998円

4. 対応負債の額の計算 次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法							
控除対象財産の額 2欄	31	22,380,098円					
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0円					
指定正味財産の額 13欄	33	0円					
31欄- 32欄- 33欄	34	22,380,098円					
引当金勘定の合計額 9欄	35	0円					
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	5,852,313円					
その他負債の額 10欄 (1欄-35欄-36欄と同額)	37	0円					
一般正味財産の額 14欄 5欄-11欄-12欄-13欄)と 同額 Q以下の場合はO)	38	34,477,096円					
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	<mark>0</mark> 円					
机中件用	•						

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法							
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円					
指定正味財産の額 13欄	33	円					
31欄- 33欄	34	0円					
引当金勘定の合計額 9欄	35	円					
その他負債の額 11欄-35欄	37	0円					
一般正味財産の額 14欄 5欄-11欄-12欄-13欄)と同 額 Q以下の場合はO)	38	0円					
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円					

判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	29,691,241 円
遊休財産額 30欄	41	12,096,998円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

划表C(2) 控除対象財産】

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に 管」と記載してください。 ※2 期首 :申請書に添附した収支予算書の期首、期末 :申請書に添付した収支予算書の期 末

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分 ※ 1	財産の使用状況 概要、使用面積、使用状況	帳簿	価格	不可欠 特定財産	共用財産
田勺	別座の石物	面積、構造、物量等	事業番号		期首※2	期末※2	取得時期	共用割合
1	基本財産 定期預金	三菱東京UFJ銀行品 川駅前支店	公	運用益を公益目的事業の財源と して使用している。	21,807,801 円	21,807,801 円		
	(2.40] 於亚		1	して使用している。				%
2		兵庫県赤穂市加里 公 公益目的事業の用に供している	649.322 円	389.594円				
2	[1] 谷子/用口口	バックボード	1	0	0+0,322	369,594		%
	計 A)					22,197,395円		

2 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	 財産の名称	場所	事業区分 ※ 1	財産の使用状況 帳簿価額		価額	共用財産			
田石	別性の石物	面積、構造、物量等	事業番号	(概要、使用面積、使用状況等)	期首※2	期末※2	共用割合			
7	什器備品	兵庫県赤穂市加里 屋98-15	管	管理運営の用に供している。	3円	3円				
		ラック		日廷建日の刑に队びている。	311	311	%			
2	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里 屋98-15	管	管理運営の用に供している。	0円	182700円				
		管理システム		百姓建古の用に戻りている。	011	102,700 3	%			
	·	計	3円	182,703円						

3 資産取得資金 公益のみ) 別表 C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿	価額	公益目的 保有財産	共用財産			
田石	貝並の石伽	新与 ※1	貝並の日の	期首※2	期末※2	保有財産	共用割合			
		公		円	円					
				, ,			%			
	計	\mathbb{C})		0円	<mark>0</mark> 円					

3 資産取得資金 公益以外) 別表C(4)より)

		- SCT 14135CT - 47 TO 17 M3273 (40.15)								
番号	答今の夕 称	事業 資金の名称		帳簿	共用財産					
枝番	貝並の石伽			期首※2	期末※2	共用割合				
				円	円	0/				
				0 円	0 円	%				

4. 特定費用準備資金(公益のみ) 別表 C(5)より)

悉是	答全の名称	事業	答全の日的	帳簿価額

钳万	貝並い石伽	新万 ※1	貝並い日別	期首※2	期末※2
		公		円 円	円
	計	<mark>0</mark> 円	0円		

4. 特定費用準備資金(公益以外) 別表 C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿	価額
田石	貝並の石が	新 ^万	貝並の日の	期首※2	期末※2
				田	円
	計 (D)			0 円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用 保有している財産 (1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿	価額
号	対座の石砂	新 ※1	文的名の足のた民歴	期首※2	期末※2
				円	円
				円	P
	計	E)		0円	<mark>0</mark> 円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金 (1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿	価額
号	貝並の石伽	新与 ※1	文刊省の定めた民処	期首※2	期末※2
				円	円
				円	円
	計	F)		0円	<mark>0</mark> 円

控除対象財産の額(A~Fの合計)	期首※2	期末※2
た	22,457,126 円	22,380,098 円

別表D

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無	保有していない			
他の団体の 関与することがて	意思決定に きる財産の内容	当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合	 含
他の団体の名称	財産の名称	当該他の団体の工る未効の内を	注)	
				%
			(%

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ ティング協会

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理 士である者が監事を務	当該監事の氏名	安原 徹
めている場合	公認会計士 税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合で	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する 監事の氏名	
があって、費用及び損失 の額又は収益の額が1 億円未満の場合	当該監事の経理事務経験につ いて右欄に記載して <i>く</i> ださい。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその 他の経理事務の精通者による 関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

記載要領 : 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

別表F (1) 各事業に関連する費用額の配賦計算表 役員等の報酬 給料手当)】

役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業	自	平成30	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
年度	至	平成31	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

○役員等の報酬

(上段: 配賦の根拠数値、中段: 配賦割合、下段: 配賦額) 単位: 円)

\subseteq	XXVV.	大文 电动心 医皮肤 (1) 电动电路 4 电 1)														ו אם נם אשת	PX 107001077	4-1-1-1
							公益	自的事業	会計					収益事業	等会計			
番号	小山地	 役員等の氏名	報酬の額	和导甘淮	公1	公2	公3	公4	公5			収1	収2	他1	他2			;+↓△≞↓
号	役職	仅貝守の氏石 	報酬の領	配賦基準	競技普及					共通	小計					共通	小計	法人会計
					競技普及 事業													
											0						0	1
1	監事	辻 恵	213,333	従事割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213,333
											0						0	1
2	監事	安原 徹	213,333	従事割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213,333
		()																
3		その他の理事、監事は全て無報酬																
		テルエで派刊																
	ペ-	-ジ合計	426,666								0						0	426,666

○使用人を兼務する理事の給料手当

上段 配賦の根拠数値、中段 配賦割合、下段 配賦額) 単位 円)

Г			各事業に関連	重する費用				公益	益目的事業会	会計					収益事業	等会計			
習	<u> </u>	√1.π±±.				公1	公2	公3	公4	公5			収1	収2	他1	他2			;± ↓ △=↓
番号	1	役職	役員等の氏名	給料手当の額		競技普及事業					共通	小計					共通	小計	法人会計
			兼務理事なし																
		4	計																

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

止段 配賦の根拠数値、中段 配賦割合、下段 配賦額) 単位 円)

O P47 107 1 117 107 7 17 7 77															
	配賦基準			公益	自的事業会	計					収益事業	等会計			
公別エリの短		公1		公2	公3	公4	公5			収1	収2	他1	他2		
給料手当の額	近眺奉华	競技普及 事業					共通	小計					共通	小計	法人会計
49,500	従事割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 100.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49,500

○給料手当計

給料手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	 0	0	49.500

記載要領 : 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加 削除してください。

別表F 2)各事業に関連する費用額の配賦計算表 役員等の報酬 給料手当以外の経費)】

各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業	自	平成30	年	4 月	1	日	法人コード	A005083
年度	至	平成31	年	3 月	31	日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

止段 配賦の根拠数値、中段 配賦割合、下段 配賦額) 単位 円)

		各事業に関	 連する費用				公益	目的事業会	 会計					収益事業			10,5100	
悉					公1	公2	公3	公4	公5			収1	収2	他1	他2			N
番号	科目名	費用の名称	費用の額	配賦基準	競技普及					共通	小計					共通	小計	法人会計
					事業													
					5,206,830						5,206,830						0	2,597,545
1	委託費	委託費	7,804,375	使用割合	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
					5,206,830	0	0	0	0	0	5,206,830	0	0	0	0	0	0	2,597,545
					3,735,364						3,735,364						0	2,364,842
2	諸謝金	諸謝金	6,100,206	使用割合	61.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	61.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.8%
_					3,735,364	0	0	0	0	0	3,735,364	. 0	0	0	0	0	0	2,364,842
		A =			231,600						231,600						0	93,689
3	会議費	会議費	325,289	使用割合	71.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.8%
_					231,600	0	0	0	0	0	231,600	0	0	0	0	0	0	93,689
4	旅費交通費	妆弗六洛弗	2 446 600	使用割合	2,358,730 68,4%	Ω.0%	0.004	0.0%	0.0%	0.0%	2,358,730	Ω0%	0.0%	000/	0.0%	000	0.0%	1,087,952 31.6%
4	旅貨父进貨	旅費交通費 	3,440,082	使用剖言	2358,730	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		68.4% 2,358,730	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,087,952
-					339,015	O	O	U	0	U	339,015		U	O	O	O	0	936,814
5	通信運搬費	通信運搬費	1 275 829	使用割合	26.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.4%
ľ	是旧是派员	旧连顺真	1,210,000 (2,11)	339,015	0.0/	0.070	0.0/	0.07	0.07	339,015	0.0/	0.0/	0	0.0/	0.0/0	0.07	936,814	
					198,578	J					198,578		J	J	9	J	0	431,711
6	消耗品費	消耗品費	630,289	使用割合	31.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	68.5%
			,		198,578	0	0	0	0	0	198,578	0	0	0	0	0	0	431,711
					1,677,910						1,677,910						0	1,449,741
7	賃借料	賃借料	3,127,651	使用割合	53.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	46.4%
					1,677,910	0	0	0	0	0	1,677,910	0	0	0	0	0	0	1,449,741
					272,052						272,052						0	93,737
8	支払手数料	支払手数料	365,789	使用割合	74.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	74.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%
					272,052	0	0	0	0	0	272,052	0	0	0	0	0	0	93,737
					259,728						259,728						0	6,300
9	減価償却費	減価償却費	266,028	使用割合	97.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	24%
_					259,728	0	0	0	0	0	259,728	0	0	0	0	0	0	6,300
1,0																		
10																		
-	^°- 2"	合 計	23,342,138		14,279,807						14,279,807						0	9,062,331
	1	口司	<u> </u>		14,219,801						14,219,807						U	9,002,331

別表H(1) 当該事業年度末日における 公益目的取得財産残額

車業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワ ーリフティング協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的增減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金 流動資産)であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業 費等

1. 公益目的增減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 + 14欄-20欄)	2欄	1	8,151,355円
---------------------------------	----	---	------------

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	- 1,064,051 円
-------------------	---	---------------

当該事業年度に増加した公益目	的事	業財産
数損に値益については、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	3	1,160,000円
計	4	6,841,000円
公公益目的事業に係る対価収入 益に発送を発力を変わる。	5	27,287,468円
	6	円
事、社員が支払った経費の額 業に公益社団法人のみ記入】	7	2,744,500円
会会には、	8	9,224円
上: の 公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
公益目的保有財産に係る調整額(22欄 - 21欄)(マイナスの場合は零)	10	259,728円
そ の 合併により承継した他の公益法人の公 他 益目的取得財産残額	11	円
の 認定等の日前に取得した不可欠特定 数 財産の帳簿価額の増加額 値	12	円
1回 3欄~12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産となった額	13	604,727 <u>m</u>
当該事業年度に増加した公益目的事業財産 の合計額(3欄~13欄の合計)	14	38,906,647円

2 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額 別表C(2)A)	21	22,197,395 円
--	----	---------------------

3. 公益目的所得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財 産残額(1欄+21欄)	24	30,348,750円
------------------------------------	----	-------------

当該事業年度の公益目的	当該事業年度の公益目的事業費等						
数損 公益目的事業費の額 値益! 財産の評価損等の調整後の額)	15	29,691,241 円					
引 15欄の他、公益目的保有財産に生じた 書費用及び損失の額	16	円					
(15欄、16欄の他、公益目的事業の実施公に伴って生じた経常外費用の額	17	円					
公に伴って生じた経常外費用の額 15欄~17欄の他、他の公益法人の公 的事業のために寄附した財産の価 事業 会	18	円					
事 業							
•							
上の							
公益目的保有財産に係る調整額(21欄 - 22欄)(マイナスの場合は零)	19	<mark>0</mark> 円					
そ							
他 の 数 値							
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)	20	29,691,241 円					

参考数值】

前事業年度末日における公益目的保有財産 の帳簿価額の合計額	22	22,457,123円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定 財産の帳簿価額の合計額	23	円

別表 H(2) 当該事業年度中の 公益目的増減差額の明細

車業	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
事業 年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリ フティング協会

- 1. 寄附を受けた財産
- (1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
	0円	

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類 寄附規定、募集要綱等)を添付してぐださい。

(2) (1)以外のもの

公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
寄付金	特に定めはない	1,160,000円
		円
	合計	1,160,000円

- 2 社員が支払った経費 公益社団法人のみ記載】
- (1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		田
		円
	合計	0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
	合計	0円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のため に使用する金額	
受取会費	5,489,000円	2,744,500円	
	円	円	
合計	5,489,000円	2,744,500 円	

3. 公益目的保有財産の運用益等

公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
定期預金	預金利息	9,224円
		円
	合計	9,224円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失 公益目的事業費 調整後)に含まれるものを除く

公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
	合計	0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

☆益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途 公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
	合計	0 円



納税証明書

(その4 滞納処分を受けたことのない証明用)

住 所(納税地) 兵庫県赤穂市加里屋98番地15

氏 名(名 称) 公益社団法人 日本パワーリフティング協会

代 表 者 氏 名 代表理事 佐々木 健治

自 平成30年 4月 1日

間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

至 平成31年 3月31日

以

下

余

白

徴管(証明) 第 000137 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 1年 6月17日

相生税務署長

財務事務官 青口 洋己





淅

計 明 締然なり

-	TTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTT			17, 17, 17
-:	====			=
			==	_=
- 1				
1				
:]				
- 1				===
			== ==	
:]		1200		
- 1	 Detection of process 			
				: 1
:1			M)	1.4
3	[44] A.A. SAN	<u>_</u>		5.4
-	1 1 . 1		- 58	- 1
-1	14. 3.1.2		- 145	100
			3	
=		:	1	
		_		[1]
-	= -		1.73	3.5
-			1	
		= : :		100
Ξ			- 11	
-		F	1	3 5 3
: 1		3,71		111
: 1			1.5	10.
1			أأللو	
-			11/45	Willia I
≡	= :		[a]][[[Y]]	
=	⊨ ∽	With the second		46 H H H
=			HIIIIIILL	- '1]]]]]]
		Water Control of the		.000
- 1			H	1
. 1	+	(1998)	P	8h. 1
	細式		الالت	
- 1	 	Halliallar" 3	1111	
	, n, m	$m_{ m HH^{2}} = 1$		R
. }	- ∞	1313131		
		HHIIII II	4 مسار	·
Ů.	(42)	William Andrews (1977)		afill [[1]
1				
		, in the second	الطلب	())))))']
	111111111111111111111111111111111111111	71	ta alilini	995 4
	- Jan 1	[- Jijjjili)		1
	- '''	1 341113		
i		[
	H +	1 · · · · ////	يجادانان	
3	I 1⊏	1 - [1]	'' 	
ALL THE PERSON	JE I		+1.4	millior 3
ď	::!!!!!!! #####			1
	震		埔	
П	紫			
	寿粮	all)	公益	
	赤穂		<u>公益科</u> [
	赤穂			
	赤框		N N	
	<u>赤</u>			
	<u> 赤</u> 種	Ŧ		***************************************
	<u>所</u> 赤袍	Ŧ		
	<u>孫</u>	Ŧ	A 公	
	· 旌 - 春稚	Ŧ	84	
	主 班 - 赤穂	Ŧ	84	
	件 所 赤穂			
	11. 斯二赤穗	Ŧ	84	
	作 所 赤穂	Ŧ	84	
	11. 所 五種	4 <i>4.(C</i>	84	
		4 <i>4.(C</i>	84	
		4 <i>4.(C</i>	84	
		Ŧ	84	
	10. 所 本税	4 <i>4.(C</i>	84	
		4 <i>4.(C</i>	84	
		務者一乙九五十	84	
		務者一乙九五十	84	
		4 <i>4.(C</i>	84	
		義務者 フリガナ	84	
		義務者 フリガナ	84	
		務者一乙九五十	84	
		義務者 フリガナ	84	
		義務者 フリガナ	84	
		義務者 フリガナ	84	
		義務者 フリガナ	84	
		義務者 フリガナ	84	

市税に未納の雛(納期未到来額を除く)が無い事を証明する。

aillili_{ll}

紙 赤税拟証

्री **○**

上記のとおり相違ないことを証明しまず

ڡ

北年

企图

正稔

兵庫県赤穂重長

※この証明書は至かし等の不正筋上処置を施してあります。※この証明書は黒の電子公印を使用しています。

この用紙はずかも等の「不正防止」

交付番号

98番地15 LO 加里屋 赤穂市 兵庫県

> 1 മ

日本ペワーリファイング臨金 公益社団法人

を記るでは、 をできてのいて、 をはまます。 兵庫県税およびこ 6月18日から証明日の前日までに、 滞納処分を受け*た*ごをはありません。 以 下 余 <u>卓</u> 平成28年

S

上記のとおり相違ないことを証明します

令和元年 6月18日

務所発行 出 灬 쩺 蚺 辉 宏 囯 账 账 湖 3元) 出



参考資料 監督上の処分等の一覧】

古光	自	平成30年4月1日	法人コード	A005083
事業年度	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリ フティング協会

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は 指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況
	なし	

注 当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導 書面によるものに限る。)を記載してください。 また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況
	なし	

注 当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等 書面によるものに限る。)を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。